

# 鳥取県福祉のまちづくり 施設整備マニュアル

令和4年10月 改訂版



鳥取県



# はじめに

私たちの住む鳥取県には、四季折々の豊かな自然、歴史と文化の薫り高い風土がある。私たちは、この自然、風土に囲まれながら、長い年月を経て、細やかなこころづかいと勤勉な県民性を培ってきました。

この美しい郷土鳥取に、私たち一人ひとりがその一員として自立し、尊重され、生きがいを持ちながら生活できる社会を築き上げることは、県民すべての願いです。

このような社会を実現するためには、県、市町村、事業者、県民がそれぞれの責務を果たし、協力し合いながら、高齢者、障害者等を取り巻く様々な障壁を除去することによって、福祉のまちづくりを推進していく必要があります。

鳥取県福祉のまちづくり条例は平成8年に制定され、これまで建築物などのバリアフリー化を促進してきましたが、この間、国のハートビル法(現バリアフリー法)により、規模の大きな建築物へのバリアフリー化が義務付けされるなど、取り巻く状況が変わってきています。

これを受けて県では、平成20年3月に高齢者、障害者等の皆さんのが自立して生活できる社会を目指して、バリアフリー化を推進すべく、県の独自条例としていた条例をバリアフリー法に基づく条例へと全部改正(平成20年10月施行)し、平成23年7月にはオストメイト対応設備に係る部分の改正(平成24年1月施行)をしました。

また、障害者の権利に関する条約が平成26年に批准、国内においてもそれに先がけて障害者基本法が改正されました。さらに、東京オリンピック・パラリンピックの開催などにより、県内でも障がい者スポーツの拠点化、広く集客が見込まれる観光施設等のバリアフリー化の促進が求められると共に、少子高齢化の進展を受けて、障がいのある方はもちろん、子育て世代、高齢者に対するきめ細かい配慮の必要性が増していることから、平成27年12月には対象施設の拡大やバリアフリー基準の拡充などの改正(平成28年4月施行)をしました。

そして、平成28年の条例改正から5年が経過し、整備基準の見直しや既存建築物の利活用の促進、弱視(ロービジョン)者への配慮の必要性が増していることから、令和4年3月には対象建築物の規模の見直しやバリアフリー整備基準の新設・拡充などの条例の改正(令和4年10月施行)をしました。

この条例は、高齢者、障害者等をはじめとするすべての県民が、住み慣れた地域社会の中で、安全かつ快適に生活し、社会参加できる環境づくりを進めていくために、以下を基本方針としてあらゆる施策の充実を図ろうとするものです。

- 1 すべての県民が福祉のまちづくりに対して理解を深め、積極的に取り組むための意識の高揚や地域社会の一員としての社会性の向上を図る。
- 2 すべての県民が自らの意思で移動し、安全かつ快適に利用できるよう建築物の整備促進を図る。

福祉のまちづくりは、全ての県民の積極的な取組にかかっていると言っても過言ではありません。一人ひとりが福祉のまちづくりに向けた取組を積み重ねていく必要があります。

特に、多くの人々が利用する建築物などは、すべての県民が安全かつ快適に利用することができるよう整備されていること。また、その整備された箇所はいつでも十分に使用できるような環境を維持する必要があります。

このマニュアルは、「鳥取県福祉のまちづくり条例」の全面改正を受けて、平成13年に発行したものを平成20年、平成28年に改訂し、この度の一部改正に併せて再度見直しを行い、福祉のまちづくりの中でも、施設整備の面を重点的かつ具体的に解説したものです。

施設を設置、管理される方々、また、施設の設計に携わられる方々に、「バリアフリー法」と「鳥取県福祉のまちづくり条例」における施設整備の方針についてより深く理解していただけるよう、整備基準の参考事例のみならず、その他参考となる資料を盛り込みました。

本整備マニュアルを有効に活用していただき、「高齢者等を含む全ての県民が、安全かつ快適に生活できる福祉のまちづくり」がより一層進められることを期待します。

# 目次

## I 概要編

01	条例制定の背景・趣旨	2
02	法と条例の体系	5
03	鳥取県福祉のまちづくり条例概要	6
04	とっとり UD 施設普及推進プログラム	10
05	とっとり UD アドバイザー登録派遣制度	12
06	とっとり UD 施設認証制度	13
07	鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金	15
08	とっとり UD マップ	16
09	法と条例の対象となる施設	17
10	高齢者、障がい者等の特徴と基本的な配慮事項	22
11	事務手続きの流れ	44
12	バリアフリー整備基準について	46

## II 設計編

	解説ページの見方	54
01	移動等円滑化経路等	56
02	出入口	62
03	廊下等	72
04	階段	78
05	階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	84
06	エレベーター及びその乗降口ビー	88
07	特殊な構造又は使用形態の昇降機等	94
08	便所(トイレ)	98
09	浴室又はシャワー室	116
10	宿泊施設の客室	120
11	敷地内の通路	128
12	駐車場	134
13	標識	142
14	案内設備	148
15	案内設備までの経路(視覚障害者移動等円滑化経路)	152
16	準移動等円滑化経路	158
17	準視覚障害者移動等円滑化経路	164
18	子育て支援環境の整備	168
19	観客席、客席	174
20	受付カウンター、水飲み器、ATM	178
21	利用居室内の段差解消	182
22	視覚障害者誘導用ブロック等、点字	186
23	手すり	190
24	滑りにくい床材	192
25	非常警報設備	196

施設整備の配慮事項及び設計事例集	202
1 弱視者向けの施設整備の配慮事項及び設計事例集	202
2 誰もが使いやすいトイレ整備の配慮事項及び設計事例集	230

### III 参考

道路	268	公共車両等	283
01 歩道等(歩道及び自転車歩行者道)	268	14 バス車両	283
02 横断歩道	272	15 鉄道車両	285
03 横断歩道橋及び地下横断歩道	273	16 タクシー車両	286
04 案内標示	274		
公園	275	公共工作物	287
05 出入口	275	17 案内標識	287
06 園路	277	18 信号機	292
07 駐車場	278	19 公衆電話所	293
08 案内表示	279	20 バス停留所	294
路外駐車場	280	21 タクシー乗り場	295
09 出入口	280	22 自動販売機	296
10 車椅子使用者用駐車施設	280		
11 通路	281		
12 階段	281		
13 エレベーター	282		

### IV 資料編

関係法令	298
01 鳥取県福祉のまちづくり条例	298
02 鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則	316
03 鳥取県福祉のまちづくり条例 関係告示・関係通知	318
04 高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律	348
05 高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令	362
06 高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令規則	370
07 高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律 関係告示・関係通知	372
08 建築基準法施行規則(抄)	385
チェックリスト	386
申請書図面記載例	394
Q&A	396



# I 概要編

条例制定の背景・趣旨	2	01
法と条例の体系	5	02
鳥取県福祉のまちづくり条例概要	6	03
とっとり UD 施設普及推進プログラム	11	04
とっとり UD アドバイザー登録派遣制度	12	05
とっとり UD 施設認証制度	14	06
鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金	15	07
とっとり UD マップ	16	08
法と条例の対象となる施設	17	09
高齢者、障がい者等の特徴と基本的な配慮事項	22	10
事務手続きの流れ	44	11
バリアフリー整備基準について	46	12

## (1)背景

急速な高齢化と少子化が同時進行し、かつて経験したことのない人口減少社会となつた我が国では、高齢者や障がい者なども含めた、あらゆる人々が社会活動に参加し、自己実現するための施策が求められています。本県では今後も、過疎化の進行や若年層の県外流出、平均寿命の延伸、少子化傾向に伴つて、この傾向がさらに高まるものと見込まれます。

このような状況の中で、私たち一人ひとりがその一員として自立し、尊重され、生きがいを持ちながら生活できる社会を実現するためには、県、市町村、事業者、県民がそれぞれの責務を果たし、協力し合いながら、高齢者、障がい者等を取り巻く様々な障壁を除去することによって、福祉のまちづくりを推進していく必要があります。

## (2)条例制定の経緯（平成8年施行 旧鳥取県福祉のまちづくり条例）

平成2年3月に「ふれあいのまちづくり整備指針」を策定し、建築物、道路、公園の整備を進めるうえでの一定のバリアフリー基準を明らかにしました。

平成6年6月には、国の「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律」(通称:ハートビル法)が制定され、建築主は高齢者、身体障がい者等が円滑に利用できるよう施設の整備に努めることが規定され、本県ではノーマライゼーションの理念に基づき、平成8年10月に「鳥取県福祉のまちづくり条例」を制定し、鳥取県独自の整備基準によりバリアフリー化に取り組んできました。

さらに、条例の施行後3年を経過した平成12年7月に一部を改正し、工事完了時の検査や既存建築物への指導強化、公共車両等条例の対象の拡大など、社会環境の変化に対応しながら、より一層福祉のまちづくりを進めるための規定を設けました。

## (3)バリアフリー整備の義務付け（平成20年施行 条例の全部改正）

平成15年にハートビル法(平成18年にはバリアフリー法※)が改正され、2,000m<sup>2</sup>以上の一定用途の建築物を建築する場合には、同法の基準に適合することが義務付けられ、適合しないものは建築基準法に基づく確認済証が交付されず、工事に着手できないこととなり、さらに違反すれば罰則が課されることとなりました。また、同法に基づく地方公共団体の条例により、義務付け対象建築物の追加や、対象規模の引き下げ、施設の整備基準の付加ができるようになりました。

一方、法で義務付けされない2,000m<sup>2</sup>未満の建築物については条例による遵守義務が課されていましたが、年を追うごとに適合率の低下が顕著になっていました。逆に、2,000m<sup>2</sup>以上の建築物については法と条例の手続が必要となり、県民に二重の負担をかける状況となっていました。

そこで、これまで県独自で定めていた福祉のまちづくり条例をバリアフリー法に基づくものとして衣替えし、法と条例の基準を一本化、さらに福祉のまちづくりを促進することを目的として、全部改正しました。

※平成18年12月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」と一本化され、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」となった。

### 【全部改正の基本的な考え方】

県が行う施策の基本方針として、施設の整備のみならず、県民へ向けた意識啓発、福祉教育、情報の収集と提供などソフト面での規定についても触れ、総合的な福祉のまちづくりの推進を図る。

1. 旧条例の理念、ソフト面の規定は継承する。
2. 旧条例の対象建築物、整備基準との整合をとり、法との相差となっている規定を条例で盛り込む。
  - ①法で義務付け対象となっていない特定建築物を対象に追加
  - ②建築物移動等円滑化基準への適合が義務付けられる規模の引き下げ
  - ③建築物移動等円滑化基準に必要な事項を付加
  - ④特定建築物を基準適合させた場合に、設置者等が適合証を交付請求できる旨を規定

## (4) 条例の一部改正（平成 24 年施行）

オストメイト(人工膀胱、人工肛門を保有する人)の方々にとっても、より外出しやすく、制約の少ない社会環境の整備を促進するため、オストメイト対応設備の設置に関する整備基準を見直す改正を行い、平成 24 年1月1日から施行しました。

## (5) 条例の一部改正（平成 28 年施行）

平成 26 年に障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)の批准、国内においても障害者基本法の改正等がなされる等、バリアフリーに関する法令が整備されました。

また、令和 2 年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、本県においてもキャンプ地の誘致、平成 28 年4月の第 27 回日本パラ陸上競技選手権大会開催などを受け、競技場の他、県内外から広く集客が見込まれる施設のバリアフリー化の必要性がさらに高まっている他、少子高齢化の進展を受けて、障がいのある方はもちろん、子育て世代、高齢者に対するきめ細かい配慮の必要性が増してきたことから、条例の対象となる施設の拡大と整備基準の見直しを行いました。

### 【基準見直しの概要】

- |                       |                                      |
|-----------------------|--------------------------------------|
| ①適合義務対象となる建物規模の見直し    | …障がい者等利用見込の高い用途について見直し               |
| ②障がいの種類等に応じた基準の見直し    | …障がい者等の移動をさらに円滑にする環境づくり              |
| ③既存建築物利活用の際の適用基準他の見直し | …空き家、空き店舗等を再活用しやすい基準に見直し             |
| ④競技場等に係る基準の追加         | …オリンピック、パラリンピック開催に関連した新たな国指針の基準を取り込み |

## (6) 条例の一部改正（令和 3 年施行）

令和 2 年にバリアフリー法及び施行令が改正され、新たに特別特定建築物の対象として、公立の小学校、中学校、義務教育学校及び中等学校(前期課程に係るものに限る。)が追加されました。

条例では、既に公立小学校等を特別特定建築物に追加していたため、基準の変更はありませんが、条項と規定のズレを見直しました。

## (7) 条例の一部改正（令和 4 年施行）

建築物のバリアフリー整備状況の指標となる適用率を引き上げるため、バリアフリー化を義務付ける建築物の対象床面積の引き下げ、高齢者や障がい者、妊娠婦、子育て世帯などの誰もが利用しやすい建築物とするため、バリアフリー整備基準の新設・拡充を行いました。

また、弱視(ロービジョン)の方々の見えづらさに配慮した施設整備を促進するため、適切な照度を確保し、床面、壁面及び出入口戸に色のコントラストを設けるように規定しました。

さらに、情報通信技術(ICT)を活用した情報設備の環境整備や利用者の意見を反映した施設整備や運営を行うことを努力義務としました。

一方、増加する空き家や空きビルなどの利活用を進めるため、用途変更等において対応が困難であったエレベーターの設置基準の緩和についても規定しました。

## (参考)ユニバーサルデザインの考え方

### (1)ユニバーサルデザインとは

バリアフリーは、障がいによりもたらされるバリア(障壁)に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは、年齢や性別、障がいの有無等によらず、全ての人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方を示します。

### (2)ユニバーサルデザインの7原則

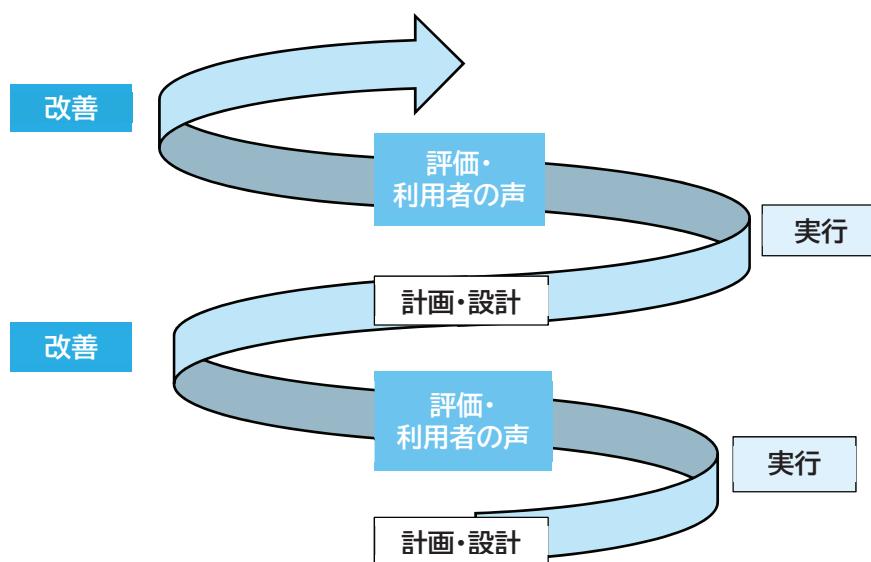
ユニバーサルデザインは、アメリカのノースカロライナ州立大学のロナルド・メイス氏によって提唱された考え方であり、次の7原則が示されています。

(1)公平性	だれにでも公平に利用できること
(2)自由度	使う上で自由度が高いこと
(3)単純性	使い方が簡単ですぐわかること
(4)わかりやすさ	必要な情報がすぐに理解できること
(5)安全性	うっかりミスや危険につながらないデザインであること
(6)省体力	無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること
(7)スペースの確保	アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること

### (3)ユニバーサルデザインのプロセス

ユニバーサルデザインの考え方へ寄り添い整備を進めるためには、利用者の特性を把握し、対応する必要があります。そのため、施設管理者や設計者等は、施設の設計段階から利用者やUDアドバイザー等の意見を聞き、そのニーズを踏まえた、誰もが使いやすい施設として整備することが重要です。

〈イメージ図〉



## (参考)心のバリアフリーの考え方

心のバリアフリーは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めるため、コミュニケーションをとり、支え合うことです。そのため、一人一人が行動を起こし継続することが重要です。

(1)利用マナー	車いす使用者の駐車スペースへの駐車はやめましょう 点状ブロック等の上やまわりに物を置かないようにしましょう 歩道に通行の支障となる物を置かないようにしましょう		
(2)人への心づかい	高齢者	・身体機能が低下しているため、休憩スペースや操作のわかりやすさに配慮しましょう	・声をかけて、手助けとその方法を確認しましょう ・声をかけて手助けをしましょう
	障がい者		
	困っている人		

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

目的（第1条）
定義（第2条）
国の責務（第4条）
地方公共団体の責務（第5条）
施設設置管理者等の責務（第6条）
国民の責務（第7条）

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令

特定建築物（第4条）
特別特定建築物（第5条）
建築物特定施設（第6条）
都道府県知事が所管行政庁となる建築物（第7条）

## 鳥取県福祉のまちづくり条例

目的（第1条）
特別特定建築物の追加（第13条）
定義（第2条）
県の責務（第3条）
事業者の責務（第4条）
県民の責務（第5条）
基本方針（第6条）
広報活動等の推進（第7条）
福祉教育の推進（第8条）
情報の収集及び提供（第9条）
調査及び研究（第10条）
推進体制の整備（第11条）
支援措置等（第12条）

## 特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等（第14条）

## 特別特定建築物に係る基準適合命令等（第15条）

## 基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模（第9条）

## 建築物移動等円滑化基準（第10条）

## 廊下等（第11条）

## 階段（第12条）

## 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路（第13条）

## 便所（第14条）

## ホテル又は旅館の客室（第15条）

## 敷地内の通路（第16条）

## 駐車場（第17条）

## 移動等円滑化経路（第18条）

## 出入口（第2項第2号）

## 廊下等（第2項第3号）

## 傾斜路（第2項第4号）

## エレベーター（第2項第5号）

## 特殊な構造又は使用形態のエレベーター

## その他の昇降機（第2項第6号）

## 敷地内の通路（第2項第7号）

## 標識（第19条）

## 案内設備（第20条）

## 案内設備までの経路（第21条）

## 増築等に関する適用範囲（第22条）

## 公立小学校等に関する読替え（第23条）

## 条例で定める特定建築物に関する読替え（第24条）

## 建築の規模の引き下げ（第14条）

## 建築物移動等円滑化基準の付加等（第15条）

## 廊下、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路（第16条）

## 便所（第17条）

## ホテル又は旅館の客室（第18条）

## 駐車場（第18条の2）

## 浴室等（第18条の3）

## 移動等円滑化経路（第19条）

## 出入口（第2項第1号）

## 廊下等（第2項第2号）

## エレベーター（第2項第4号）

## 敷地内の通路（第2項第5号）

## 共同住宅の特例（第20条）

## 公益事業の事務所の特例（第21条）

## 案内設備（第21条の2）

## 案内設備までの経路（第21条の3）

## 増築等に関する適用範囲（第22条）

## 公立小学校等及び追加した特別特定建築物に関する読替え（第23条）

## 認定証の交付（第24条）

## 観客席の構造（第25条）

## 受付カウンターの構造（第26条）

## 利用居室の構造（第27条）

## 公営住宅の構造（第28条）

## 利用者の意見の尊重（第29条）

## 福祉のまちづくりアドバイザー（第30条）

## 特定建築物の建築主の努力義務等（第16条）

## 特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定（第17条）

## 特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更（第18条）

## 認定建築物の容積率の特例（第19条）

## 認定建築物の表示等（第20条）

## 認定建築主等に対する改善命令（第21条）

## 特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し（第22条）

## 協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等（第22条の2）

## 既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例（第23条）

## 高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の容積率の特例（第24条）

## 報告及び立入検査（第31条）

## 主務大臣等（第54条）

## 経過措置（第58条）

## 罰則（第59条～第66条）

## 経過措置（附則第4条）

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（国土交通省令第114号）

## 認定建築物の容積率の特例（第24条）

## 報告及び立入検査（第31条）

## 規則への委任（第31条）

## 経過措置（附則第2項）

# 03 鳥取県福祉のまちづくり条例概要

## 01 前文

県民一人一人が自立し、尊重され、生きがいを持ちながら生活できる社会を築き上げることは、県民すべての願いであり、その実現のため、高齢者、障害者等を取り巻く様々な障壁を除去し、福祉のまちづくりを推進していく必要がある。

## 02 目的(第1条)

福祉のまちづくりに関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に推進し、もって豊かな福祉社会の実現に資する。

## 03 定義(第2条)

【福祉のまちづくり】高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図ること等により、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保して、誰もが自らの意思で行動し、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加することができる社会の構築に向けた地域環境の整備を推進することをいう。

【公共的施設等】不特定かつ多数の者が利用する建築物、道路、公園、駐車場その他これらに類する施設、車両等及び案内標識、信号機、公衆電話所、バス停留所又はタクシー乗場の用に供する工作物。

## 04 責務

### ■県の責務(第3条)

- ・ 福祉のまちづくりに関する総合的な施策の実施・市町村による地域の実情に応じた福祉のまちづくりに関する施策の実施を促す。
- ・ 自ら設置又は管理する公共的施設等について、高齢者、障害者等の利便性及び安全性の向上の促進を図る。
- ・ 市町村が設置・管理する公共的施設等について、高齢者、障害者等の利便性及び安全性の向上の促進が図られるよう促す。

### ■事業者の責務(第4条)

- ・ 高齢者、障害者等にとって、自ら設置又は管理する公共的施設等の利便性・安全性が向上するよう努める。
- ・ 福祉のまちづくりに関する県、市町村の施策に積極的に協力する。
- ・ 高齢者、障害者当が公共的施設等の利用の妨げとなる行為を禁止する。
- ・ 住宅供給事業者は、高齢者、障害者等に配慮された住宅の供給に努める。

### ■県民の責務(第5条)

- ・ 福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら福祉のまちづくりに努め、相互に協力して福祉のまちづくりを推進
- ・ 福祉のまちづくりに関する県、市町村の施策に協力するよう努める。
- ・ 高齢者、障害者等に配慮して整備された公共的施設等の利用の妨げとなる行為を禁止する。
- ・ 県民は、所有する住宅が、居住者の身体機能の状況変化に応じて快適な生活できるよう配慮するよう努める。

## 05 福祉のまちづくりに関する基本方針等

### ■基本方針(第6条)

- ・ 意識啓発活動を推進する。
- ・ 高齢者、障害者の利便性及び安全性の向上の促進を図るよう公共的施設等の整備を推進する。

### ■広報活動等の推進(第7条)

- ・ 事業者及び県民の理解を深め、協力が得られるよう広報活動等を推進する。

### ■福祉教育の推進(第8条)

- ・ 児童及び生徒の理解を深め、高齢者、障害者等に対する思いやりの心をはぐくむよう、教育活動を推進する。

### ■情報の収集及び提供(第9条)

- ・ 施設整備の促進に資する技術その他の福祉のまちづくりに関する情報の収集及び提供を行う。
- ・ 県民が福祉のまちづくりに関する情報を迅速かつ容易に得られる環境を整備するため、情報通信技術を活用する。

### ■調査及び研究(第10条)

- ・ 福祉のまちづくりを推進するための必要な調査及び研究を行う。

### ■推進体制の整備(第11条)

- ・ 県、市町村、事業者及び県民が一体となった推進体制を整備する。
- ・ 市町村は地域の実情を踏まえた福祉のまちづくりの推進体制を整備し、その実現を図るよう努める。

- ・県は、市町村の推進体制の整備に関して、助言その他の必要な協力を行う。

### ■支援措置等(第12条)

- ・福祉のまちづくりを推進するために必要な指導、助言、財政上の措置その他の支援措置を行う。
- ・福祉のまちづくりへの取組みを奨励するための顕彰その他の必要な措置を行う。

## 06 公共的施設等の整備

### ■特別特定建築物の追加(第13条)

- ・法第14条第3項の条例で定める特定建築物に次のものを加える。

学校・公益事業の事務所・共同住宅、寄宿舎又は下宿、老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの、体育館、水泳場その他これらに類する運動施設(特定運動施設)、自動車教習所等

### ■建築の規模の引下げ(第14条)

- ・法第14条第3項の条例で定める特別特定建築物の規模は別表第1の左欄に掲げる建築物において同表の右に掲げる面積以上の場合とし、複合用途の場合は全体で1,000m<sup>2</sup>以上の場合とする。ただし、次に掲げる建築物は適用しない。また耐震改修により増加する面積はカウント外とする。

- ✓ 200m<sup>2</sup>以上500m<sup>2</sup>未満の用途変更の場合に限り、他の階へ移動を行うための通路(昇降機)に係る部分
- ✓ 200m<sup>2</sup>未満の用途変更の場合に限り、段差、階段・廊下寸法、敷地内通路(スロープ等)、トイレや主たる出入口の幅

### ■建築物移動等円滑化基準の付加等(第15条)

- ・条例で付加する事項を第16条から第23条までに定めるものとする。
- ・条例対象小規模建築物については、次条から第23条まで及び別表2に定めるものとする。
- ・この条例に別段の定めのある場合を除くほか、第14条に定める規模の特別特定建築物の建築についても適用する。

### ■廊下、階段及び傾斜路(16条)

- ・視覚障害者が利用する廊下、階段又は傾斜路の踊場の下端近接部分には、点字ブロック(周囲の床面と色の明度、色相又は彩度の差が大きく、容易に識別できるもの)を設置する。
- ・視覚障害者が利用する階段又は傾斜路の踊場の下端近接部分には、点字ブロックを設置する。
- ・高齢者、障害者等が利用する階段には、両側に手すりを設ける。
- ・高齢者、障害者等が利用する廊下等、階段及び傾斜路は、照明設備の設置等により利用に支障が生じないよう必要な照度を確保する。また、床面、壁面及び出入口戸は、相互に色の明度、色相又は彩度の差を大きくすること(幅木や壁際の廊下部分、戸枠など、近接する部分の色の明度、色相又は彩度の差を大きくする)により、それらの存在を容易に識別できるものとする。

### ■便所(第17条)

- ・床を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
- ・1以上の洗面器又は手洗い器等に容易に使用できる方式の水栓を設置する。
- ・車いす使用者用便房以外に、腰掛便座の大便器を設けた便房を1以上設ける。
- ・小便器を設ける場合は、そのうち1以上の周囲に手すりを設け、便所の出入口の幅は、80cm以上とする。
- ・別表第3の用途・1,000m<sup>2</sup>以上の場合、光警報装置を設けること(ホテル客室の便所は除く)。
- ・照明設備の設置等により利用に支障が生じないよう必要な照度を確保する。床面、壁面並びに便所及び便房の出入口戸は、相互に色の明度、色相又は彩度の差を大きくすること(幅木や壁際の廊下部分、戸枠など、近接する部分の色の明度、色相又は彩度の差を大きくする)により、それらの存在を容易に識別できるものとする。
- ・学校を除き、ベビーチェア等を設けた便房を1以上設け、その旨表示する。
- ・別表第4の用途・規模以上の場合、ベビーベッド等を設け、その旨表示する。
- ・別表第5の用途・規模以上の場合、車いす使用者用便房(施行令第14条第1項第2号)以外にオストメイト用設備とオムツ替え設備を設け、その旨表示する。
- ・車いす使用者用簡易型便房には、腰掛便座、手すり等を設けし、通路は車いすの転回に支障ない構造とし、段差等を設けず、その旨表示し、車いす使用者に配慮した戸の形式とする。
- ・車いす使用者用便房には、容易に使用できる大便器洗浄装置を設置し、洗面器等に特定水栓を設け、別表第6の用途・規模以上の場合、大型ベッドを設置し、その旨表示する。
- ・官公署や公衆便所、1,000m<sup>2</sup>以上の特別特定建築物は、オストメイト用設備と便器は別とする。(簡易型オストメイト用設備の禁止)

### ■ホテル又は旅館の客室(第18条)

- ・客室の総数が25以上の場合には、車いす使用者用客室及び聴覚障害者用客室を、いずれも次に掲げる数以上設けなければならない。

- ✓ 客室の総数が25以上200以下の場合 客室の総数を50で除して得た数
- ✓ 客室の総数が200を超える場合 客室の総数を100で除して得た数に2を加えた数

- ・車いす使用者用客室を次に掲げるものとする。

- ✓ 床表面は、滑りにくい材料で仕上げ、室内には、車いす使用者が円滑に利用できる空間を確保する。
- ✓ コンセント、スイッチ等の設備は、車いす使用者が円滑に利用できる高さに設ける。
- ✓ 回転灯その他の聴覚障害者に緊急情報を伝達することができる設備を設ける。

- ・聴覚障害者用客室は、回転灯等を設けなければならない。

### ■駐車場(第18条の2)

- ・車いす使用者用駐車施設は、表面を粗面又は滑りにくい材料で仕上げ、雨水等でぬかるまないようにし、区画線等でその範囲を明確にする。
- ・官公署、50 m<sup>2</sup>以上の公衆便所、2,000 m<sup>2</sup>以上の特別特定建築物は、屋根を設ける。

### ■浴室等(第18条の3)

- ・別表第7の用途・規模以上の場合、浴室等は次に掲げるものとする。
  - ✓ 床は滑りにくい材料で仕上げ、利用区画内に手すりを設置、高齢者等が利用しやすい水栓方式(混合水栓)を設置する。
  - ✓ 浴室には車いす使用者が円滑に入浴できる設備・備品を設置する。また、車いすが円滑に利用できる空間を確保し、階段や段差等は設けない。
  - ✓ 廊下から浴槽までの経路内の出入口、更衣室及びシャワー室の出入口戸は利用しやすい戸の形式とし、幅は80 cm以上とする。

### ■移動等円滑化経路(第19条)

- ・地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合には、道等から当該利用居室までの経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。ただし、床面積の合計が500 m<sup>2</sup>未満の特別特定建築物については、次のいずれにも該当する場合は、他の階への移動を行うための通路(昇降機等)の基準を適用しない。

- ✓ 地上階の直上階又は直下階に設ける利用居室において提供されるサービスを地上階に設ける利用居室においても提供できる。
- ✓ 車いす使用者便房を設ける場合は、地上階に設ける。
- ✓ 車いす使用者用駐車施設を設ける場合は、地上階に設ける。

- ・移動等円滑化経路は、次に掲げるものとする。

- ① 出入口は庇又は屋根を設置し、別表第8の用途・規模以上では音声誘導装置を設置し、別表第1の用途・規模以上の場合は、玄関の戸は自動開閉構造の戸又は引き戸とする。

#### ②廊下等

- ✓ 200 m<sup>2</sup>未満の用途変更の場合を除き、末端付近は、車いすの転回に支障のない構造とする。
- ✓ 別表第9の用途・規模以上では授乳及びおむつ替えができる設備を設け、その旨表示する。
- ✓ 1,000 m<sup>2</sup>以上の劇場等、公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場には乳幼児を預かることができる部屋を設け、その旨表示する。
- ✓ 5,000 m<sup>2</sup>以上の一定の用途の特別特定建築物には休憩することができる場所を設け、休憩のための椅子その他の家具を置く。

- ③車いす使用者用駐車施設から屋外に面する出入口までの間は、表面が雨水等でぬかるまないようにする。

#### ④エレベーター

- ✓ 内部に戸の開閉状態を確認することができる鏡を設ける。
- ✓ 出入口には、利用者を感知し、戸の開閉を自動的に制止する装置を設ける。
- ✓ 内部に手すりを設ける。
- ✓ 別表第1の用途・規模以上の場合、火災時管制運転装置を設ける。

- ⑤排水溝等にはつえ、車いすの車輪等が落ちない構造のふたを設ける。

### ■共同住宅の特例(第20条)

- ・道等から各住戸までの経路のうち1以上を準移動等円滑化経路とし、別表第10に掲げるものとする。
- ・共同住宅で500 m<sup>2</sup>以上1,000 m<sup>2</sup>未満かつ3階以下であり、住戸総数の10/100を乗じた数以上の住戸への経路が、準移動等円滑化経路である場合、他の階への移動を行うための通路(昇降機等)の基準を適用しない。

### ■公益事業の事務所の特例(第21条)

- ・道等から視覚障害者が利用する窓口又は案内所までの経路のうち1以上を準視覚障害者移動等円滑化経路にし、別表第11に掲げるものとする。

### ■案内設備(第21条の2)

- ・不特定かつ多数の者が利用する官公署及び2,000 m<sup>2</sup>以上のターミナルでは、回転灯その他聴覚障害者に緊急情報の内容を伝達することができる設備を設ける。

### ■案内設備までの経路(第21条の3)

- ・令第20条第2項・3項の設置義務のない不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する建築物の道等から主たる出入口までの経路のうち、1以上を視覚障害者移動等円滑化経路とする。ただし、案内設備や案内所を設け、道等から当該設備までの経路を視覚障害者移動等円滑化経路とする場合は、はこの限りではない。
- ・道等に点字ブロック等が敷設されている場合、道等の点字ブロック等と敷地内の点字ブロック等を接続する。

## ■増築等に関する適用範囲(第 22 条)

- ・増築等の場合には、次に掲げる建築物の部分に限り、適用される。
  - ①増築等に係る部分
  - ②道等から前号に掲げる部分にある利用居室までの 1 以上の経路及び敷地内の通路
  - ③不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所
  - ④増築等に係る部分にある利用居室(又は道等)から車いす使用者用便所までの 1 以上の経路及び敷地内の通路
  - ⑤車いす使用者用駐車施設から増築等に係る部分にある利用居室までの 1 以上の経路
- ・既存に大規模な改修が必要で、かつ建築主等にやむを得ない理由がある場合は規定の全部又は一部を適用除外することができる。

## ■公立小学校等及び追加した特別特定建築物に関する読み替え(第 23 条)

- ・公立小学校等及び条例第 13 条各号で追加した特別特定建築物については、第 17 条第 1 項と第 22 条第 1 項の中の「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」と読み替える。

## ■認定証の交付(第 24 条)

- ・特別特定建築物を設置し、又は管理する者は、当該特別特定建築物をとっとりユニバーサルデザイン基準に適合させた場合は、認定証の交付を知事に請求することができる。
- ・請求があった場合、知事は当該建築物がとっとりユニバーサルデザイン認証基準に適合することを認定する場合は、認定証を交付する。
- ・認定証の交付を受けた者は、主たる出入口に、認定証及び認定されたとっとりユニバーサルデザイン認証基準の内容を掲示することができる。
- ・認定証の交付については、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第 4 条は適用しない。

## 07 車いすが利用しやすい施設の整備

### ■観客席の構造(第 25 条)

- ・劇場等の観客席には、車いす使用者用客席を設けるよう努めなければならない。
- ・車いす使用者用客席は、次に掲げるものとする。
  - ①床は平たんである。
  - ②1 人につき、幅 90 cm 以上、奥行き 120 cm 以上とする。
  - ③前列の観客に遮られずに舞台等を見ることができるようにする。
  - ④他の客席より高い位置にある場合、脱輪しない構造とする。

### ■受付カウンターの構造(第 26 条)

- ・劇場等の受付カウンターのうち 1 以上は、高さ 70cm 程度、車いす使用者に配慮した空間を確保するよう努めなければならない。

### ■利用居室の構造(第 27 条)

- ・利用居室は、車いす使用者が円滑に利用できるよう、床は傾斜路又は昇降機等を併設する場合を除き、段を設けないこととし、利用居室内の通路の幅は、90 cm 以上とするよう努めなければならない。

### ■公営住宅の構造(第 28 条)

- ・県又は市町村が、公営住宅の建築をする場合、車いす使用者の入居に適した構造のものとするよう努めなければならない。

## 08 雜則

### ■利用者の意見の尊重(第 29 条)

- ・特別特定建築物の所有者若しくは管理者又は特別特定建築物の建築をしようとする者は、全ての者が安全かつ快適に利用できる施設の整備を行うよう努め、利用者に対し、建築物の整備及び運営について意見を求め、得られた意見を尊重し、特別特定建築物の整備及び運営を行うよう努めなければならない。

### ■福祉のまちづくりアドバイザー(とっとり UD アドバイザー)(第 30 条)

- ・知事は、福祉のまちづくりに関する識見を有する高齢者、障害者その他の者又は福祉のまちづくりに関する建築その他の専門的知識を有する者であり、福祉のまちづくりに自ら参画し、推進する意欲を有するものを、福祉のまちづくりアドバイザー(とっとり UD アドバイザー)として登録することができる。
- ・登録されたアドバイザーは、建築主等の求めに応じ、特別特定建築物の整備及び運営に関し、全ての者の安全かつ快適な利用に配慮したものとなるよう、利用者の立場に立って、点検・助言を行うものとする。

### ■規則への委任(第 31 条)

- ・この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

## 09 附則(令和 4 年 3 月公布に係るもの)

■施行期日

- ・令和4年10月1日から施行

■経過措置

- ・この条例の施行の際現に工事中の特別特定建築物の建築又は修繕若しくは模様替については、従前の例による。

■検討

- ・条例施行後5年以内に、条例の規定、実施状況について検討を加え、必要な措置を講ずる。

令和4年10月1日から鳥取県福祉のまちづくり条例の改正が施行され、それに合わせてとっとりUD(ユニバーサルデザイン)施設普及推進プログラムの運用が開始されました。

とっとりUD施設普及推進プログラムでは、建築物におけるユニバーサルデザインを計画、設計、整備、普及の4ステップの中で支援を行い、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン建築物の普及の促進を目指します。

### 01 計画

#### とっとりUDアドバイザー登録派遣制度（令和4年10月開始）

- 利用者、専門家の各アドバイザーを登録・派遣し、建築物のUD整備を助言  
 利用者：高齢者、障がい者、子育て 専門家：建築士、介護士、保健師等

04

とっとりUD施設普及推進プログラム

### 02 設計

#### とっとりUD施設認証制度（令和4年10月開始）

- 福祉のまちづくり条例に適合し、更に施設(ハード)、運営・サービス(ソフト)の両面でUD整備に取り組む建築物を★・★★・★★★の3段階で認証  
 (整備例) ハード：各階に車いす使用者用トイレ ソフト：UDアドバイザーの意見反映

### 03 整備

#### 福祉のまちづくり推進事業補助金（令和4年10月拡充）

- 建築物のバリアフリー整備に市町村と協調して助成(補助率1/2～)
- UD認証に必要な整備は、助成額を更に上乗せ  
 例)車いす使用者用トイレ：130万円(通常助成)+130万円(UD認証上乗せ)

### 04 普及

#### とっとりUDマップに情報掲載、PR（令和5年3月開始）

- バリアフリー情報、子育て応援パスポート協賛店、高齢・障がい者が利用できる割引情報等を提供
- 多言語に対応、ユニバーサルツーリズムに活用

とっとりUDアドバイザー登録派遣制度は、建築物における利用者や専門家の目線からUD整備の助言を行う制度です。施設整備の計画段階から利用者や専門家の目線で助言を行い、施設の整備(ハード)と運営・サービス(ソフト)の両面からUD整備を支援します。

アドバイザーは、利用者、専門家の2つの区分があり、県が開催する養成講習会を修了した者を県が登録し、施設所有者等の要望に応じて登録したアドバイザーを派遣します。

## 01 利用者アドバイザー

- 高齢者、障がい者(聴覚、視覚、肢体不自由、内部)、子育て経験者等

## 02 専門家アドバイザー

- 建築士、社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、歩行訓練士、医師、保健師、看護師、保育士、幼稚園教諭、子育て支援員等の資格を有する者等

### (1)UDアドバイザーの制定背景

平成8年に県独自の福祉のまちづくり条例を制定し、平成20年の条例改正で、新築・増改築時のバリアフリー整備を義務付け、建築物のバリアフリー化を推進してきました。

しかし、バリアフリー整備した施設であっても、植栽を案内標識の前に設置してしまい、標識が見えなくなる事例や誘導ブロックの上に足ふきマットが敷かれるなどのバリアフリー整備の効果が得られていない事例が見受けられます。このような状況を改善するため、令和4年に福祉のまちづくり条例を改正し、当該制度を創設しました。

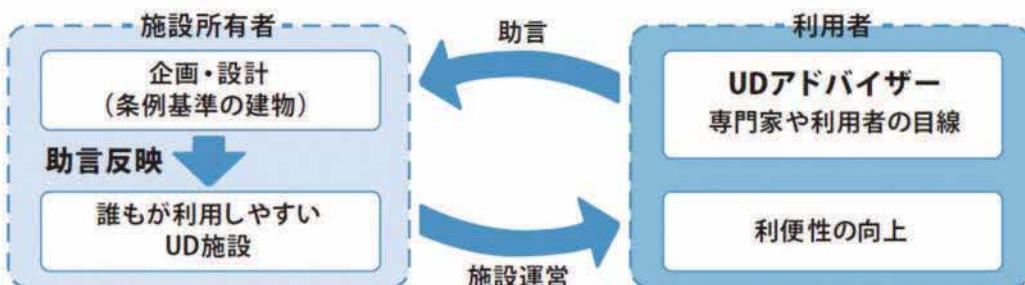
### (2)建築物のUD整備を支援

バリアフリー整備が十分な効果を発揮するためには利用者や専門家の目線に立った配慮が重要です。

UDアドバイザーを派遣し、施設の計画段階から利用者及び専門家など、様々な立場の人の目線で、施設整備に助言を行うことで、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した施設の普及・推進を目指します。

### (3)UDアドバイザー派遣の効果

施設所有者等が、UDアドバイザーの助言を基に、利用者が不便に感じている課題を認識し、助言から得られた意見や改善方策を、施設のUD整備(ハード)及び運営・サービス(ソフト)に反映することで利用者の利便性が向上します。



## (4)UDアドバイザーの心得

ユニバーサルデザインや施設利用者や専門家によるそれぞれの考えを尊重し、UDアドバイザーの心得 5 カ条を下記に示します。

01 施設整備(ハード)と運用・サービス(ソフト)の両立

02 不便への指摘だけでなく、優れた取り組みへの称賛が大切

03 助言では、具体的な改善策を提案

04 誰もが利用しやすい施設として改善案を提案

05

05 他のアドバイザーの意見を尊重

## (5)UDアドバイザーの視点

UDアドバイザーの視点は、利用者をはじめ、事業者にとっても利用しやすい、バランスの良い施設整備となるように配慮が必要となります。

利用者アドバイザーや専門家アドバイザーの視点は、普段の生活や仕事に携わるなかで、他の施設の利点や改善点について、気づいた点の情報交換や情報共有が必要となります。

## (6)派遣の流れ

特別特定建築物の整備及び運営に関して、UD アドバイザーの点検及び助言を求める方の申請に応じ、県より UD アドバイザーが派遣されます。

UD アドバイザーは、施設の計画段階から利用者及び専門家など様々な立場の人の目線で、特別特定建築物の点検及び助言を行います。その後、UD アドバイザーは、報告書を作成し、県と派遣申請者に提出します。

報告書を UD アドバイザーから受けた派遣申請者は点検及び助言を反映した事項を県に提出し、県はその内容について、県ホームページ等により公表を行います。

とっとり UD 施設認証制度は、鳥取福祉のまちづくり条例の整備基準に適合し、さらに UD 施設整備(ハード)、運用・サービス(ソフト)の両面の取組内容に応じ、★・★★・★★★の 3 段階で格付・認証する制度です。また、UD 認証施設を公表し、施設利用者の利便性の向上を図ります。

主な UD 整備の評価項目は、UD 施設整備(ハード)では、建築物内部の設備における 9 項目を評価し、運用・サービス(ソフト)では、利用者へのソフト対応 3 項目を評価します。

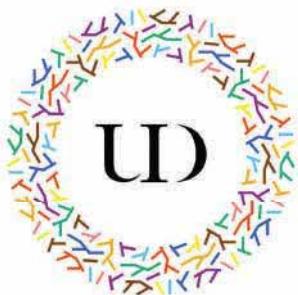
とっとり UD 施設認定証の付与は、評価点の合計点数の割合に応じて認証ランクに応じた認定証を付与します。(★★以上の認定は、UD アドバイザーの助言反映が必須条件となります。)

事業者は認証マーク等を施設利用者がわかりやすい位置に掲示し、誰もが利用しやすい UD 施設として PR することができます。

## (1)UD 認証項目一覧

評価項目	認証基準	評価点
UD 施設整備(ハード)		
(1)エレベーターの設置	・複層階の施設のみ	必須
(2)敷地内の通路	・夜間照明等の設置	1 点
(3)駐車施設の整備	・車いす用駐車場とは別にハートフル駐車場を設置(1点) ・車いす用駐車場又はハートフル駐車場に屋根を設置(1点)	2 点
(4)屋外の出入口の整備	・屋外との出入口には自動ドアを整備	1 点
(5)廊下の整備	・両側に手すりの設置	1 点
(6)ホテルまたは旅館の客室の整備	・車いす使用者客室を条例規定数+1	2 点
(7)車いす使用者用便房の整備	・利用居室のある階すべて(平屋の場合は2以上) 設置	2 点
(8)高齢者又は乳幼児用設備の整備	・キッズルーム、授乳室又は利用者の休憩室を設置(2点) ・車いす使用者用便房に大型ベッドを設置(1点)	2 点
(9)物品販売店又は飲食店の利用 居室の整備	・物品販売店は、内部の通路の幅を 120cm 以上確保 (1点) ・飲食店は通路の幅が 90cm 以上、テーブル又はカウンタ ーに設ける椅子を半数以上可動式とする(1点)	1 点
運用・サービス(ソフト)		
(1)運営面の配慮	・貸出用車いす又は筆談ボード(タブレット端末を含む。) を設置	1 点
(2)あいサポート企業の登録及び 従業員の教育	・あいサポート企業に登録し、定期的に従業者にUDに関する教育の実施	1 点
(3)UD アドバイザーの助言	・UDアドバイザーの助言を施設の整備又は運営に反映	1 点

## (2)UD 認証表示



とっとりUD認証施設



とっとりUD認証施設

## (1)概要

福祉のまちづくり推進事業補助金は、バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例のバリアフリー基準に基づき、施設のバリアフリー整備を行う費用の一部を国、県及び市町村が協調し建築主等へ助成する補助金です。

お年寄りや障がいを持つ方、妊婦やお子様連れの方等が社会生活を送る上で“バリア”となるものを除くことで、誰もが安心して利用できる施設の普及を図り、福祉のまちづくりを推進します。

## (2)補助の要件

福祉のまちづくり推進事業補助金の補助対象は、とっとり UD マップに登録する「特定建築物」と「特別特定建築物」です。

- バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例に定める特定建築物又は特別特定建築物であること
- とっとり UD マップへ施設の登録申請をすること
- 新築、増築、改築(以下、「新築等」という)を行う部分がバリアフリー整備基準に適合すること
- 改修、用途変更(以下、「改修等」という)を行う部分がバリアフリー整備基準に適合すること
- 2,000 m<sup>2</sup>以上の特別特定建築物の新築のうち、◎がついている建物用途は補助対象外
- 分譲マンションなど、区分所有権の対象となる部分を有する共同住宅は補助対象外

- |                              |                               |
|------------------------------|-------------------------------|
| ◎特別支援学校、小中学校(公立を除く)          | ◎病院又は診療所                      |
| ◎劇場、観覧場、映画館又は演芸場             | ◎博物館、美術館、図書館、展示場、集会所又は公会堂     |
| ◎百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗     | ◎ホテル、旅館、公衆浴場                  |
| ◎主として高齢者、障がい者等が利用する老人ホーム等    | ◎老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター等 |
| ◎体育館又は水泳場(一般公共の用に供されるものに限る)等 | ◎飲食店、郵便局、銀行、理美容院、クリーニング店等     |

## (3)補助メニュー

補助内容	特定建築物		特別特定建築物	
	新築等	改修等	新築等	改修等
車いす使用者用トイレ又は車いす使用者用簡易便房の整備	○	○	○※	○※
エレベーターの設置	○	○	○	○
玄関の整備	-	○	-	○※
音声誘導装置等の設置	○	○	○	○
オストメイト用設備の整備	○	○	○	○
車いす使用者用駐車場屋根等の設置	○	○	○	○
電光掲示板、フラッシュライト等の設置	○	○	○	○
建築主の提案によるバリアフリー整備	-	○	-	○
ホテル・旅館の車いす使用者用客室の整備	-	-	-	○※
車いす使用者用駐車施設の整備	-	-	○※	○※
高齢者又は乳幼児用設備の整備	-	-	○※	○※
UD アドバイザーの助言を反映した UD 整備	-	-	○※	○※
4~16までに掲げるバリアフリー整備	-	-	-	○

- |                    |                 |                 |
|--------------------|-----------------|-----------------|
| 4 和式便器の洋式化         | 5 小便器の低リップ化     | 6 手洗い器の自動水栓化    |
| 7 車いす使用者用便房用のブース設置 | 8 トイレの自動扉又は引戸化等 | 9 トイレの手すりの設置    |
| 10 ベビーチェアの設置       | 11 ベビーベッドの設置    | 12 敷地、建物へ手すりの設置 |
| 13 廊下幅拡張改修         | 14 利用居室の出入口改修   | 15 点字ブロックの設置    |

16 利用居室の段差解消用スロープの整備

※ とっとり UD 施設認証に必要な整備については、助成額が上乗せされます。

## (1)概要

とっとり UD マップとは、UD施設普及推進プログラムの取組の一つとして、施設のバリアフリー情報等を掲載した電子地図です。

バリアフリー施設の情報が分からぬいため、外出することに不安をもつ車いすの方、子育て中の方等に、安心して施設を利用していただけるよう、バリアフリー情報、営業時間等を掲載する電子地図です。地図情報以外にも施設詳細情報や子育て応援パスポート協賛店の情報、割引情報、バリアフリー情報を掲載しています。

## (2)とっとり UD マップの機能

### 施設の検索

- 『施設名検索』『かんたん検索』『詳細検索』の3つの方法で施設を検索

### 施設情報の検索

- 検索結果をマップやリストに表示。施設の住所、電話番号など詳細情報やバリアフリー情報、子育て応援協賛店パスポートの協賛店情報等を提供

### 不具合情報の受付

- 利用者からバリアフリー設備の不具合情報を受け付ける機能を付加
- 報告をオーナーが受け取った場合は、所管行政庁から改善方法や補助金情報を案内

### 多言語表示

- 外国人の方にも利用できるよう、英語、中国語、韓国語、ベトナム語に対応

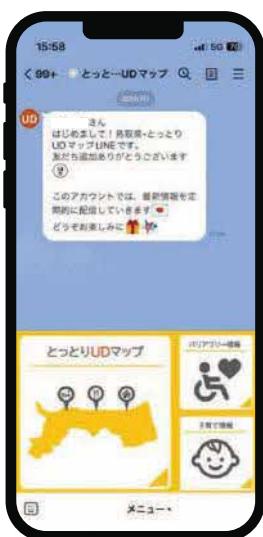
## (3)UD マップの利用イメージ

LINE のお友達登録から、  
とっとり UD マップへ移動

施設を検索

検索結果をマップやリスト  
に表示

施設の詳細を表示



## (4)UD マップの利用方法

1)右記の QR コード又はとっとり UD マップの公式 LIE アカウント ID より  
友達登録

2)LINE メニュー画面「とっとり UD マップ」をクリック



## (1) 特定建築物

法で定める「多数の者が利用する建築物」のことをいい、建築、用途変更、修繕、模様替えをするときは、基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努力義務が課せられます。

## (2) 特別特定建築物

法で定める「特定建築物のうち、不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物」のことをいい、定められた規模以上の面積の場合には、建築主等は建築等を行う際に、建築物移動等円滑化基準(バリアフリー整備基準)に適合させると共に、適合状態を維持しなければなりません。

また、地方公共団体の条例で特定建築物の中から追加することができることから、県の条例で対象となる建築物を追加しています。

なお、既存の特別特定建築物については基準適合させるために必要な措置を講ずるよう努力義務が課せられます。

## (3) 特定建築物と特別特定建築物の関係図

特定建築物 「多数の者が利用する建築物」 学校、事務所、共同住宅、工場など

<b>特別特定建築物</b> 「不特定多数の者が利用するもの、又は、主として高齢者、障がい者等が利用する特定建築物」 創劇場、飲食店、集会所、病院、老人ホームなど  ※条例で 2,000 m <sup>2</sup> 未満にも適用	※条例で用途追加
法で 2,000 m <sup>2</sup> 以上に適合義務 (公衆便所は 50 m <sup>2</sup> 以上)	

## (4) 建築物一覧

特定建築物	特別特定建築物	
	法で規定する建築物	条例で追加する建築物
建築物 (小規模建築物 含む)	学校	公立小中学校等又は特別支援学校
	病院又は診療所	公立小中学校等及び特別支援学校以外の学校(高等学校、専修学校等)
	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	劇場、観覧場、映画館又は演芸場
	集会場又は公会堂	集会場又は公会堂
	展示場	展示場
	卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
	ホテル又は旅館	ホテル又は旅館
	事務所	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
	共同住宅、寄宿舎又は下宿	ガス、電気、電気通信の用に供する事務所 共同住宅、寄宿舎又は下宿
	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る) 左記を除く用途
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
	体育館、水泳場、ボーリング場、その他これらに類する運動施設又は遊技場	体育館(一般公共の用に供されるものに限る)、 水泳場(一般公共の用に供されるものに限る)若しくは ボーリング場又は遊技場 特定運動施設(体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設(左記のものを除き、かつ企業の福利厚生用のものを除く))
	博物館、美術館又は図書館	博物館、美術館又は図書館
	公衆浴場	公衆浴場
	飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	飲食店
	郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	郵便局又は理髪店、クリーニング、取次店、質屋、貸衣装屋、 銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
	工場	
	自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	自動車教習所又は職業訓練校
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
	自動車の停留又は駐車のための施設	自動車の停留又は駐車のための施設 (一般公共の用に供される)
	公衆便所	公衆便所
	公共用歩廊	公共用歩廊

【基準適用面積一覧】建築物移動等円滑化基準面積早見表

条例で追加した用途・基準														令和4年10月1日施行																
		ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ サ シ ス セ ソ タ チ		学校																										
		特 別 支 援 学 校	公 立 小 中 学 校	～等 幼 稚 园	立 育 团	小 学 校	中 学 校	大 学 校	を 学 除	中 < 高 学 >	高 等 学 校	専 門 高 校	中	病 院	診 療 所	劇 場	観 覧 場	映 画 館 又 は 演 芸 場	集 会 場 又 は 公 会 場	展 示 場	業 を 営 店 、 マ ー ケ ッ ト そ の 他 の 物 品 販 売	ホ テ ル 又 は 旅 馆	事 務 所	ガス 、 電 气 、 電 气 通 信 の 用 に 供 す る	数 保 健 の も の が 税 利 用 署 す る も の と し て の 他 不 特 定 か つ 多	共 同 住 宅 、 寄 宿 宿 又 は 下 宿	者 に 老 人 等 が 利 用 す る も の と し て の 他 不 特 定 か つ 多	育 に 老 人 が 住 す る も の 、 福 利 左 記 ホ ー ム の そ の 他 の こ と に 限 る も の と し て の 他 不 特 定 か つ 多	類 休 連 带 する 老 人 福 利 左 記 ホ ー ム の そ の 他 の こ と に 限 る も の と し て の 他 不 特 定 か つ 多	備
特別特定建築物																														
★ 基準に係る適用規模[単位m <sup>2</sup> ]		0	0	0	500	0	100	0	0	500	100	200m <sup>2</sup> かつ10室 (以下同)	1000	0	3F以上、かつ500m <sup>2</sup> 以上5000m <sup>2</sup> 未満又は1000m <sup>2</sup> 以上 (以下△)	0	0	0	0	0	※1									
1	令11	廊下等	0	0	0	500	0	100	0	0	500	100	■	1000	0	▲	0	0	0	0										
2	令12	階 段	0	0	0	500	0	100	0	0	500	100	■	1000	0	▲	0	0	0	0										
3	令13	傾斜路	0	0	0	500	0	100	0	0	500	100	■	1000	0	▲	0	0	0	0										
4	条16	廊下、階段(両側手すり)、傾斜路 (弱視者への配慮)	0				0	100	0	0	500	100	■		0		0			0										
5	条17	トイ (弱視者への配慮)	0	0	0	500	0	100	0	0	500	100	■	1000	0	▲	0	0	0	0										
6	令14・条17	車いす 使用者トイレ	0	0	0	500	0	100	0	0	500	100	■	1000	0	▲	0	0	0	0										
7	条17-3-3	大型ベッド	0				0		1000	1000		1000	1000※2		0						※2									
8	令14	オストメイト用設備 (簡易型を含む)	0	0	0	500	0	100	0	0	500	100	■	1000	0	▲	0	0	0	0										
9	条17-4	オストメイト用設備 (簡易型不可)	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000										
10	条17-2-1	便所 (ベビーチェア)					0	1000	0	0	500	100	■	1000	0	▲	0	0	0	0										
11	条17-2-2	便所 (ベビーベッド)					0		1000	500		2000	1000※2		0						※2									
12	条17-2-3	一般便所 (オストメイト、 ベビーベッド)					1000		1000	1000		2000	2000※2		0						※2									
13	条17-2-4	一般便所 (車いす 簡易型便所)					1000		1000	1000		2000	2000※2※3		0						※2※3									
14	条17	便所 (火災警報装置)	1000				1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000※4		1000		1000	1000	1000	1000	※4									
15	令15・条18	ホテル旅館の客室 (車いす使用者用 客室、聽覚障がい 者用客室)											25室 以上																	
16	条18-2-4	ホテル旅館の客室 (バトランブの設置)											25室 以上																	
17	令16	敷地内の通路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0										
18	令17・ 条18の2	駐車場	0	0	0	500	0	100	0	0	500	100	■	1000	0	▲	0	0	0	0										
19	令15・ 条18の2	駐車場 (屋根)	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000										
20	条18の3	浴室又は シャワー室	0				0	100					200m <sup>2</sup> かつ10室 ※5			0		0	0	※5										
21	令19	標識 (昇降機、便所、 駐車場)	0	0	0	500	0	100	0	0	500	100	■	1000	0	▲	0	0	0	0										
22	令20	案内設備	0	0	0	500	0	100	0	0	500	100	■	1000	0	▲	0	0	0	0										
23	条21の2	案内設備 (電光掲示板)											0																	
24	令21 条21の3	視覚障害者移動等円 滑化経路 (案内設備までの経 路)	0				0	100	0	0	500	100	■		0		0		0	0										
25	条21の3	視覚障害者移動等円 滑化経路 (道の点字ブロックと 接続)	0				0	100	0	0	500	100	■		0		0		0	0										

※1 バリアフリー法の適用面積は2000 m<sup>2</sup>以上(公衆便所は50 m<sup>2</sup>以上)

※2 宿泊者以外の利用施設のある旅館又はホテルの場合

※3 車いすで利用可能な便所 130 cm × 200 cm等

※4 共用部のみ

※5 共用浴場のみ

### 条例で追加した用途・基準

令和4年10月1日施行

※1 バリアフリー法の適用面積は 2000 m<sup>2</sup>以上(公衆便所は 50 m<sup>2</sup>以上)

※2 宿泊者以外の利用施設のある旅館又はホテルの場合

※6 左記面積規模以上の場合に施行令第18条第2項第5号、条例第19条第1項第3号の規定を適用

共同住宅	準移動等円滑化経路(共同住宅のみ) 条20・別表10						
	経路一般 (段差解消、エレベーター等を設置)	出入口	廊下等	傾斜路	パリアフリー対応 エレベーター	特殊な昇降機	敷地内通路
	▲※	▲	▲	▲	2,000	▲	▲

▲…3F以上、かつ500m<sup>2</sup>以上1000m<sup>2</sup>未満又は1000m<sup>2</sup>以上

※…ただし、全住戸のうち1割以上を準移動等円滑化経路基準に適合させた場合は除く。

	ツ テ ト ナ ニ ヌ ノ ハ ヒ フ ヘ 木 マ ミ	サービス業													備 考		
		体育馆等 のる体育館 に限る。水一 般若場公 しらへ共 くの一般用 は般用公に 「共供 りのさ ン用れ る場 ものさ れに る限 も	特 定 を除 き、他 施設 から 企に體育 のす 福、水 厚動泳 生施設 の、ホー 者左記の もグ	遊 技 場	博物館、美術館又は図書館	公 衆 浴 場	飲 食 店	自 動 車 教 習 所、職 業 訓 練 校	理 容 院	郵 便 局・銀 行	にを構成す る建物又 は船旅 客の乗 降の場 所で、航 空待機 合のい たる場 所	自動車の停 留するもの に限る。施 設の一般公 共	公 衆 便 所	公 共 用 歩 廊	複 合 用 途 建 築 物		
	特別特定建築物																
★	基準に係る適用規模[単位m <sup>2</sup> ]	0	500	1000	0	500	100	50	100	100	500	0	1000	0	1000	1000	※1
1	令11	廊下等	0	500	1000	0	500	100	50	100	100	500	0	1000	0	1000	1000
2	令12	階段	0	500	1000	0	500	100	50	100	100	500	0	1000	0	1000	1000
3	令13	傾斜路	0	500	1000	0	500	100	50	100	100	500	0	1000	0	1000	1000
4	条16	廊下、階段(両側手すり)、傾斜路(弱視者への配慮)	0		1000	0	500	100	50	100	100		0	1000	0	1000	1000
5	条17	トイレ(弱視者への配慮)	0	500	1000	0	500	100	50	100	100	500	0	1000	0	1000	1000
6	令14・条17	車いす使用者トイレ	0	500	1000	0	500	100	50	100	100	500	0	1000	0	1000	1000
7	条17-3-3	大型ベッド	1000		1000	1000							0		0		
8	令14	オストメイト用設備(簡易型を含む)	0	500	1000	0	500	100	50	100	100	500	0	1000	0	1000	1000
9	条17-4	オストメイト用設備(簡易型不可)	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	0	1000	1000	
10	条17-2-1	便所(ベビーチェア)	0	500	1000	0	500	100	50	100	100	500	0	1000	0	1000	1000
11	条17-2-2	便所(ベビーベッド)	1000		1000	500							0		0		
12	条17-2-3	一般便所(オストメイト、ベビーベッド)	1000		1000	1000							0				
13	一般基準	条17-2-4 一般便所(車いす簡易型便所)	1000		1000	1000							0				※3
14	条17	便所(火災警報装置)	1000		1000	1000	1000					1000					
15	令15・条18	ホテル旅館の客室(車いす使用者用客室・聴覚障がい者用客室)															
16	条18-2-4	ホテル旅館の客室(バトランプの設置)															
17	令16	敷地内の通路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	令17・条18の2	駐車場	0	500	1000	0	500	100	50	100	100	500	0	1000	50	1000	1000
19	令15・条18の2	駐車場(屋根)	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	50	2000	2000	
20	条18の3	浴室又はシャワー室					500										
21	令19	標識(昇降機、便所、駐車場)	0	500	1000	0	500	100	50	100	100	500	0	1000	0	1000	1000
22	令20	案内設備	0	500	1000	0	500	100	50	100	100	500	0	1000	0	1000	1000
23	条21の2	案内設備(電光掲示板)											2000				
24	令21・条21の3	視覚障害者移動等円滑化経路(案内設備までの経路)	0		1000	0	500	100	50	100	100		0	1000	0	1000	1000
25	条21の3	視覚障害者移動等円滑化経路(道の点字ブロックと接続)	0		1000	0	500	100	50	100	100		0	1000	0	1000	1000

※1 バリアフリー法の適用面積は2000 m<sup>2</sup>以上(公衆便所は50 m<sup>2</sup>以上)

※3 車いす利用可能な便所(130 cm×200 cm等)

### 条例で追加した用途・基準

令和4年10月1日施行

※1 バリアフリー法の適用面積は 2000 m<sup>2</sup>以上(公衆便所は 50 m<sup>2</sup>以上)

※6 左記面積規模以上の場合に施行令第18条第2項第5号、条例第19条第1項第3号の規定を適用

※7 体育館・水泳場のみ

\*8 ただし、1階でも、2階以上でも同じサービスが受けられる場合に限り 500 m<sup>2</sup>未満であれば免除(条19)

## (1) 杖使用者、高齢者

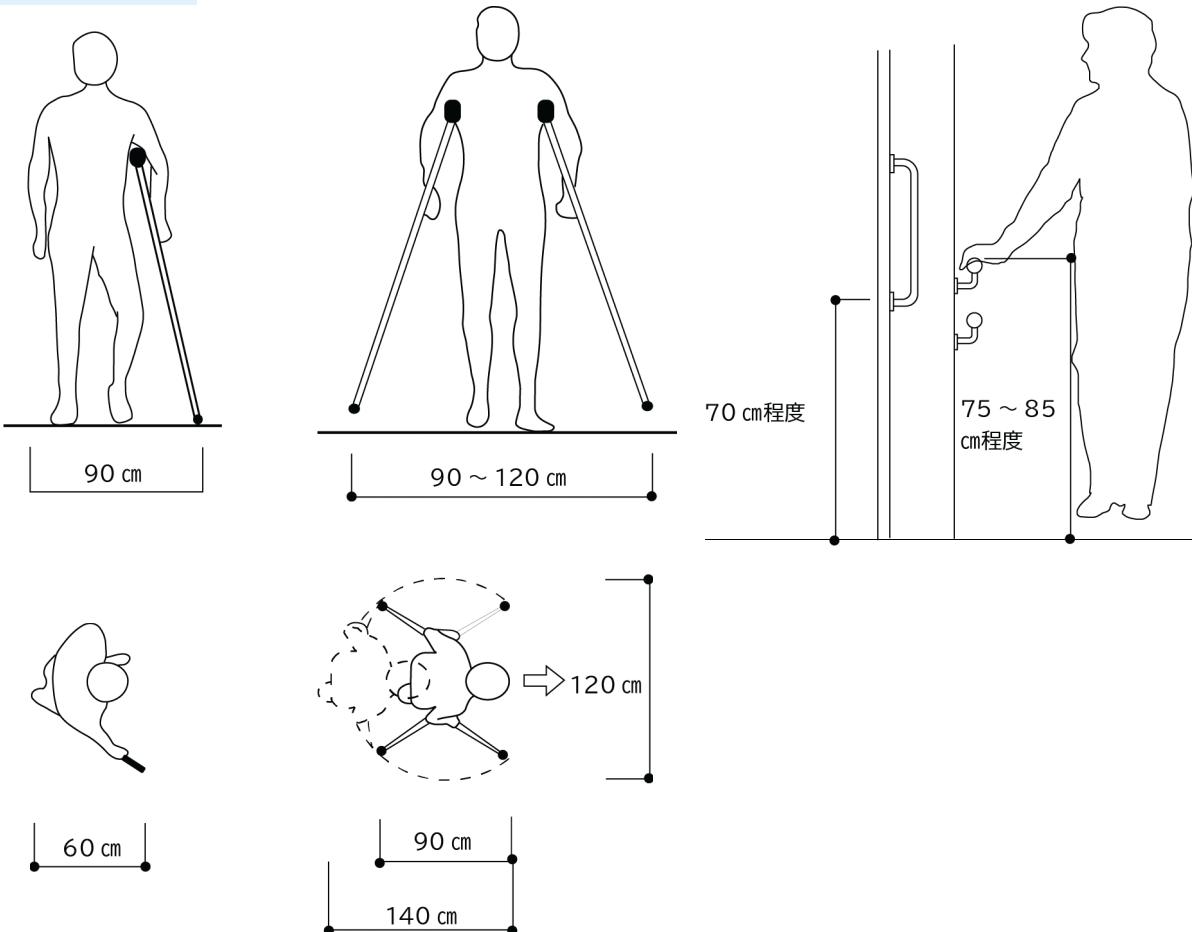
## 高齢者の特性

- 杖使用者は、加齢による身体機能の低下、下肢に欠損や麻痺、筋力低下が生じている場合があるため、姿勢の維持や体勢の変化を補助するため杖を使用します。
- 高齢者は、聴力、視力、筋力などの身体機能の低下や体力低下による長距離の移動に困難が生じます。また、認知症の発症による記憶障害など理解・判断力の低下等もみられる場合があります。
- 転倒などの事故を未然に防ぐ安全性の確保や機器類の操作性(容易性や大きさ等)、直感的なわかりやすさへの配慮が必要となります。

## 配慮事項

- 身体機能低下に対応するため、段差に配慮した計画やスロープ、手すり等を設置し、また体力低下に伴う長距離移動となる廊下等の場所には、休憩するためのベンチ等の設置が必要です。
- 外出の際、シルバーカー等の使用を考慮し、通行のための十分なスペースの確保が必要です。
- トイレなどの空間では、便器に座るために支えとなる手すりや便座に座った際に姿勢を支えるための背もたれ等の設備が必要となります。また、介助が必要な場合も考慮し、大型ベッドの設置、介助スペースの確保などが必要です。
- 力が入らない場合もあるため、戸の形式(引き戸や自動開閉など)や機器類(押しボタン式)の操作を容易にする必要があります。

## 基本的な動作寸法



## (2) 肢体不自由者(車いす使用者)

### 肢体不自由者の特性

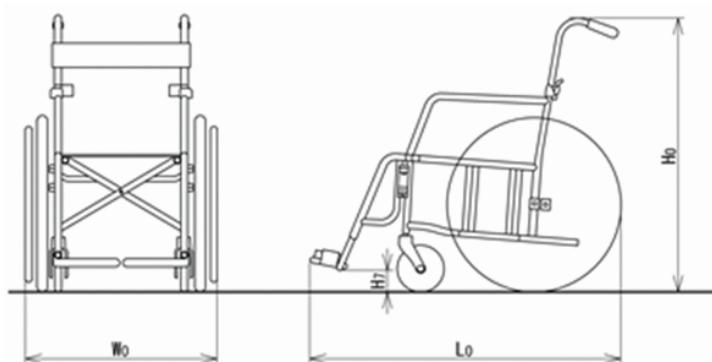
- 肢体不自由者は、先天性の疾病や事故による脊髄等の損傷、加齢等の原因により、上肢・下肢に欠損やまひ、筋力低下等の状態となり、起立や歩行、姿勢の維持が困難となります。
- 移動の際には、車いすや杖による移動動作や移動スペースの確保への配慮が必要となります。
- 障がいの部位が異なることで、サポートも多様化します。
- 同伴者や介助者がいる場合、介助や同伴に必要なスペースへの配慮が必要となります。

### 配慮事項

- 身体機能低下に対応するため、段差に配慮した計画やスロープ、手すり等を設置し、また体力低下に伴う長距離移動となる廊下等の場所には、休憩するためのベンチ等の設置が必要です。
- トイレなどの空間では、便器に座るために支えとなる手すりや便座に座った際に姿勢を支えるための背もたれ等の設備が必要です。また、同伴者の排泄介助が必要となる場合も考慮して、介助等の動作の実態に即したスペースの確保が必要です。
- 物をつかんだり、指先で細かい作業を行う際には、力が入らない場合もあるため、戸(引き戸や自動開閉など)は軽い動作で容易に開閉できる形式や機器類(押しボタン式)の操作を容易にする必要があります。
- 上肢や指先の動作範囲が狭くなり、紙巻器やスイッチ等に手が届かない場合があるため、設備の設置位置や大きさへの配慮が必要です。
- 片まひの方などが力の入りやすい方で利用できるように、階段の手すりは両側に設置し、トイレの手すりのレイアウトでは、左右対象となるように手すりを設置するなどの配慮が必要です。

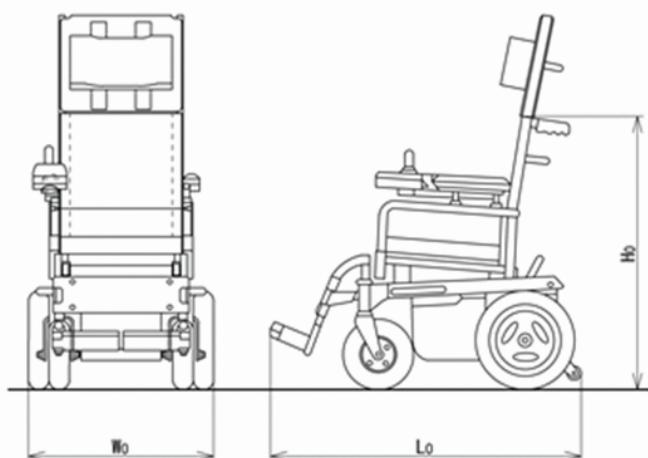
### 車いすの標準寸法

■自走用標準型車いすの例(JIS T 9201 の車いす寸法図をもとに作成)



区分	寸法
全長(L₀)	120 cm以下
全幅(W₀)	70 cm以下
フットサポート 高さ(H₇)	5 cm以上
全高(H₀)	120 cm以下

■電動車いす(自操用標準型)の例(JIS T 9203 の自操用標準型車いすの図をもとに作成)

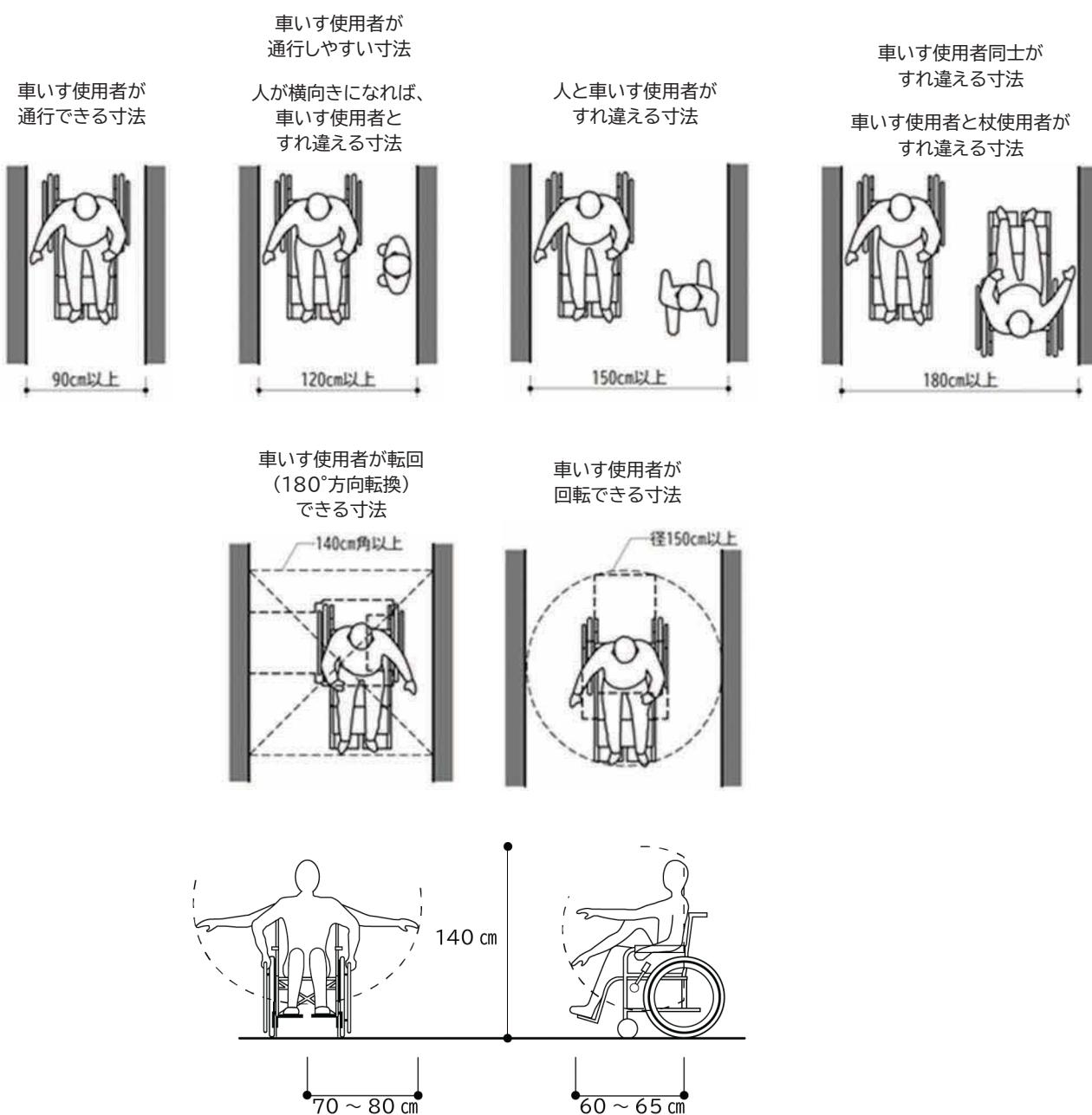


区分	最大寸法
全長(L₀)	120 cm
全幅(W₀)	70 cm
全高(H₀)	120 cm

## 基本的な動作寸法

- 車いすを使用した場合の基本的な寸法について、次のとおり整理します。

通路の寸法	内 容
80 cm	車いすで通過できる寸法
90 cm	車いすで通過しやすい寸法 通路を車いすで通行できる寸法
120 cm	道路を車いすで通行しやすい寸法 車いす使用者と歩行者が横向きになればそれ違うことができる寸法 杖使用者が円滑に通行できる寸法
140 cm	車いす使用者が転回(180度方向転換)できる寸法 杖使用者が円滑に昇降できる階段幅の寸法
150 cm	車いす使用者が回転できる寸法 歩行者と車いす使用者がすれ違うことができる寸法
180 cm	車いす使用者が回転しやすい寸法 車いす使用者同士がすれ違うことができる寸法



### (3) 視覚障がい者

Ⅱ 施設整備の配慮事項及び設計事例集 1 弱視者向けの施設整備の配慮事項及び設計事例集を参照してください。

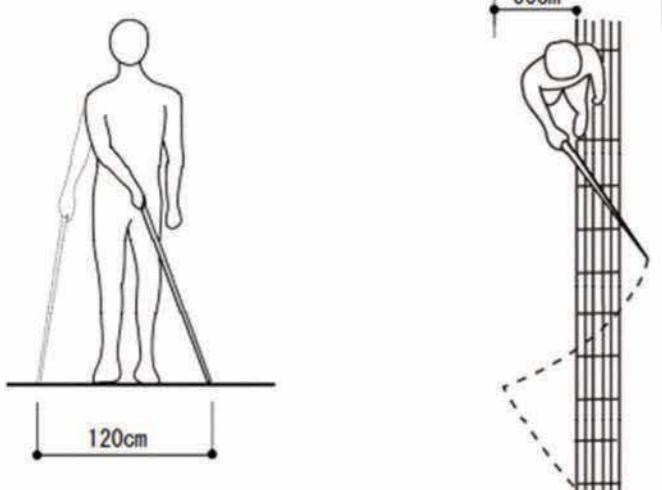
#### 視覚障がい者の特性

- 視力や視野、色覚などの障がいにより、文字の読み取りや慣れない場所での移動、物の形や色の見え方など、様々な生活の場面において支障が生じます。
- 視覚障がい者には、全盲の方のほか、視力の低下や視野がせまいなど、見え方に支障が生じている状態となる弱視(ロービジョン)の方があります。また、色覚の異常により色の区別がわかりにくい方(色弱者)がいます。
- 視野障がいとは、中心視野が欠けて見えたり、視野の広い範囲が欠けたり等のモノを見分ける能力に関する障がいです。
- 視覚障がい者は、視覚以外の情報(音声や触覚など)での発信や目的地までの距離・誘導経路、障害物、人的対応などへの配慮が必要となります。
- ロービジョン(弱視)と全盲、色覚異常等症状が異なり、それに伴い介助として白杖の利用や盲導犬、家族やヘルパーの手引き等サポートも異なります。

#### 配慮事項

- 現在の位置や目的物への方向、障害物の認知などの様々な視覚情報が不足しているため、初めての場所等では移動が困難な場合があります。視覚以外の情報として、音声案内や点字、点状ブロック等から情報を得ているため、情報発信設備や誘導案内設備として、音声や触知での情報提供が必要です。
- 視覚障がい者の多くが一般便房等を利用するため、誘導経路に配慮が必要です。
- 全盲の方は、白杖や点字を利用周囲の状況を確認しながらトイレを利用されます。トイレの出入口に音声誘案内の設備を設けるとトイレを利用しやすくなります。
- 白杖使用者は、杖で位置を把握できない頭上の突出物への安全確保が必要であり、危険な場所に立ち入らないように配慮することが必要です。
- 視覚障がい者の移動を補助する点状ブロック等は、エレベーターや通路では、車いす使用者や他の利用者の妨げにならないように、敷設位置に注意が必要です。
- 弱視者は、壁や床、扉、階段の段鼻などにおける色のコントラストの差を基に空間を把握するため、照明の明るさや色のコントラストを確保して、わかりやすくするなどの配慮が必要です。
- 弱視者は、大きな文字やピクトグラムによる視覚情報を基にするため、見やすい標識の設置位置とし、照明の明るさや区別可能な色彩によって、空間の把握が可能となるため、適切に照明の設置や色のコントラストを確保して目的物をわかりやすくするなどの配慮が必要です。

#### 基本的な動作寸法



## (4) 内部障がい者

### 内部障がい者の特性

- 内臓機能の異常や低下、喪失のため、継続的な医療ケアが必要であり、疲れやすい、外見からは気づかれにくい等の問題を抱えています。
- 身体障害者福祉法では、①心臓機能障害、②腎臓機能障害、③ぼうこう・直腸障害、④呼吸機能障害、⑤小腸機能障害、⑥肝臓機能障害、⑦ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害の7つの症状を内部障がいと言います。
- 内部障がい者のうち、大腸やぼうこうなどのがん疾患などにより、腹部に排泄のための『ストーマ(人工肛門・人工膀胱)』を保有する人を「オストメイト」と言います。
- 腹膜透析者は、お腹の中に透析液を入れ、腹膜を使って透析します。1 日に数回×30 分程度の腹膜透析が必要となります。

### 配慮事項

- 臓器の障がいだけでなく、体力や心身機能の低下を伴うため、休憩する場所が必要です。
- 垂直移動が困難な場合があるため、段差の解消やスロープの設置が必要となる場合があります。
- オストメイトは、排泄物をためる「ストーマ装具」から排泄するため、定期的に排泄物を流し、装具を洗浄するため、オストメイト用設備を使用します。使用する設備として、汚物流しやフィッティングボード、フック等があり、一般便房や車いす使用者用便房に設置(車いす使用者で内部障がい者の方もいるため)が必要となります。
- 腹膜透析者は、透析を行うための清潔な場所と透析の際の休憩スペース等が必要となります。

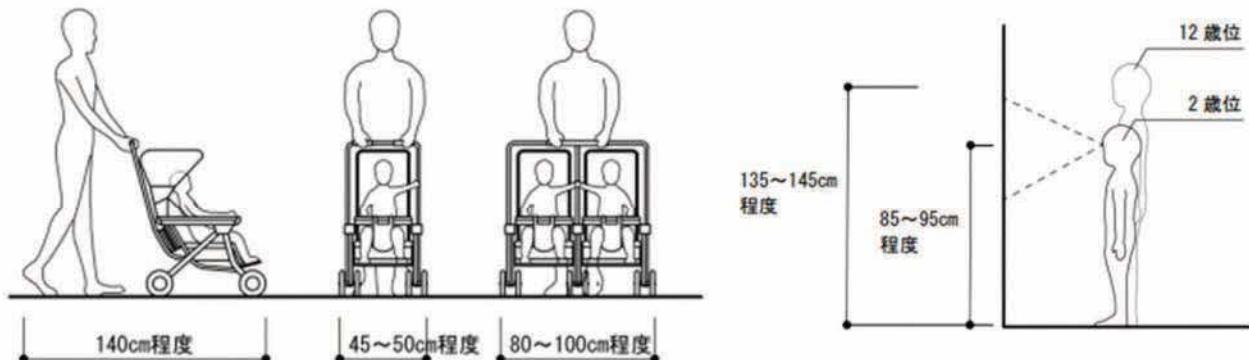
## (5)妊婦・乳幼児を同伴する者

### 妊婦・乳幼児を同伴する者の特性

- 妊婦は、階段などにおける上下の昇降や長距離の移動への配慮が必要です。また、足元が見えないことがやしゃがむ動作や前かがみの姿勢が難しいため、配慮が必要です。
- 乳幼児連れの方は、ベビーカーや抱っこ紐を伴う移動では、足元の確認が不十分になるため、段差や凹凸部の段差の解消が必要です
- 乳幼児連れの方は、荷物が多い、子供のおむつを替えたい、ベビーカーを入れる便房を使用したいという理由から、広い空間がある車いす使用者用便房の利用を望まれています。しかし、長時間のトイレ利用となることもあるため、トイレ利用を遠慮したり、他の利用者からの視線から心理的負担を感じられています。
- 乳幼児は、保護者同伴の場合が大半であるため、建築的な対応では乳幼児連れ利用者や保護者への対応が必要です。
- オストメイトや車いす使用者等を含め、車いす使用者用便房に機能が集中している状況があることを踏まえ、男女別の一般便房にそれぞれベビーベッドやベビーカーが入るスペースを確保した大きめの便房等の設備を設ける必要があります。
- 衛生面に配慮し、十分な空間が確保できる場合は授乳室やおむつ交換はトイレとは別の場所に設置するなどの配慮が必要です。
- 児童や乳幼児は、成人と体格が異なることから、安全性への配慮が求められます。また、低い目線位置からの視認性や操作性への配慮が必要です。

### 配慮事項

- 妊婦の方が休める場所として、ベンチが必要です。
- ベビーカーを伴う移動に配慮し、十分なスペースを確保できるように通路の幅を考慮することが必要です。
- 一般の男女便房において、ベビーカーと一緒に使用できる、ゆとりのある広い便房が求められています。また、ベビーチェアやベビーベットは、乳幼児連れ利用者や保護者等の性別を問わずに使用できるよう、男女の一般便房又は男女共用便房に乳幼児用設備の設置が必要です。
- ベビーチェアは、なるべく便器の近くに設置し、手の届く範囲となるように配慮が必要です。
- 一般便房の洗面スペースに十分なスペースがある場合、乳幼児用設備としてベビーベッドやゴミ箱、ベビーチェアを設置し、個室に入らなくても利用できるような配慮が必要です。
- ベビーチェアを設置したトイレブースには、子どもの手の届く範囲に鍵や開閉ボタンを設置しないように配慮(二重鍵の設置)が必要です。



出典：兵庫県福祉のまちづくり条例施設整備・管理運営の手引き

## (6)聴覚障がい者・言語障がい者

### 聴覚障がい者の特性

- 聴覚障がい者には、生まれつき聞こえない「ろう者」、言葉を覚えた後で事故や病気で聞こえなくなった「中途失聴者」、周囲の状況や音質などにより音が聞こえにくい「難聴者」に分けられます。
- 音を聞いたり、感じる経路に何らかの障がいがあり、周囲の音から状況を判断したり、音声による案内が聞き取れない状況があります。
- 補聴器を使用されている方もありますが、音が全て明瞭に聞き取れるわけではありません。
- 高音が聞き取りにくい方や補聴器を付けている方、片耳が聞こえる方など聞こえ方は様々です。なお、聞こえにくくことにより、うまく発音できない障がいを伴う場合もあります。

### 配慮事項

- 音声による情報取得が困難なため、視覚情報としてわかりやすいように光や文字、図、触覚等での情報提供が必要です。
- 劇場や客席等では、難聴者のための集団補聴設備の設置が必要です。
- 聴覚障がい者は、トイレ出入口戸のノックする音や非常時を知らせる警報音が伝わらないため、周囲の情報を視覚的に表現するなどの配慮が必要です。
- 案内所や受付等では、ソフト対応に必要な筆記具やコミュニケーションボードなどの意思疎通を図れる設備を設置し、それら設備があることをわかりやすい場所に標識として設置することが必要です。



#### 耳マーク

受付などで聴覚障がい者に筆談や手話、コミュニケーションボード等でソフト対応する場合の目印として、耳マークを設置しています。

## (7)発達障がい者・知的障がい者等

### 発達障がい者・知的障がい者等の特性

- 発達障がいは、コミュニケーションが苦手だったり、集中しづらかったり、突発的に行動したり、文字を読むのが苦手だったりなど、人によって様々な特性があり、知的障がいを伴うことがあります。
- 知的障がいは、18歳くらいまでの発達期において、知的な能力が年齢相応に発達していないため、何らかの特別な援助を必要とする状態です。「言葉を使う」「記憶する」「抽象的なことを考える」ことに時間がかかることが主な特徴です。障がいの表れ方にも個人差があり、漢字の読み書きや計算が苦手だったり、一つの行動に固執したり、同じ質問を繰り返したりする人もいます。

### 配慮事項

- 建築物の認識や理解を助けるため、動線や配置のわかりやすさの確保等、建築物の用途や運営方法に応じた建築的対応と人的対応等のソフト面での対応が必要です。
- 円滑なコミュニケーションを行うため、案内所や受付等にコミュニケーションボード等を用意することが必要です。
- 室名の看板のように、トイレサインは見つけやすい表示とする必要があります。
- 案内標示には、図記号(ピクトグラム)及びひらがなの併記が必要です。
- 洗浄ボタン等には、ひらがなの併記が必要です。
- 設備やサイン(標識)、施設配置のレイアウトが不統一な(パターンが異なる)場合、利用が困難なため、ボタンやドアの施錠等の設備規格や標識(ピクトグラム)、トイレの配置レイアウトの統一等が必要です。
- トイレの介助が必要な場合、異性又は同伴者介助への配慮のための大人数を入れる程度の広さが必要な場合があります。
- 保護者等の同伴への配慮として、男女共用便房の設置配慮や便房の配置に工夫が必要です。また、保護者等が用を足している間に当事者が開錠して外に出ることがあるので、介助者用のトイレには、通常の鍵に加えて、ドア上部に鍵を設けるなど、鍵を二重とすることが望ましいです。(※自動ドアの場合は、故障の原因になることがあるため、二重鍵の設置についてはメーカーに確認が必要です。)
- 人が多い場所や光・音・臭い等の刺激に対して敏感なこともあります。落ち着く場所として椅子や大型ベッドなどの設備を設置したカームダウン・クールダウンを必要に応じて配置します。
- 発達障がいの子どもは、トイレの非常用呼び出しボタンの「押す」という言葉を見て、ボタンを突発的に押してしまうことがあるため、施設の用途に応じて、非常用呼出しボタンにはカバーを取り付けることが望ましいです。

## (8)建築物における管理運営上の配慮

### バリアフリー対応に係る情報提供・予約時の工夫

全ての人に使いやすい建築物の整備を図るために、施設についてのハード面の整備のみならず、施設管理者が利用者に対して必要な情報を適切に提供することが必要です。

高齢者、障がい者等が利用する際、事前に自らが様々なバリアフリーに配慮した施設情報等を確認した上で、障がいの特性や利用目的等のニーズに応じて、利用できるかを判断し、施設の選択をします。

そのため、建築主等は、以下についてホームページ等での情報提供を行う必要があります。

- ✓ 施設全体のバリアフリー化状況と備品等の貸出し状況
- ✓ 車いす使用者用便房の有無・設置やその寸法等、その他の便房の大きさと各便房が有する設備
- ✓ 車いす使用者用客室の有無・設置数やその寸法等(ホテル又は旅館)
- ✓ 車いす使用者用客席の有無・設置数やその寸法等(劇場、競技場)
- ✓ 出入口の有効幅員(店舗等)
- ✓ 可動式のいす席の有無(飲食店舗)
- ✓ 人的対応等のソフト面の基本的な情報

### <バリアフリー対応に係る情報提供項目の例(共通)>

対象者	必要な情報の例	
視覚障がい者	・視覚障がい者誘導用ブロックの有無 ・音声案内装置の有無	・点字案内の有無 ・点字メニューの有無(飲食店) 等
聴覚・言語障がい者	・筆談ボードの有無 ・手話対応者の有無	・ヒアリングループの有無 等
肢体不自由者、車いす使用者	・車いす対応トイレの有無 ・車いす対応エレベーターの有無 ・車いす対応駐車場の有無	・段差の有無 ・スロープの設置有無 ・出入口扉の種別 等
内部障がい者	・オストメイト対応トイレの有無	・ベンチや休憩スペースの有無 等
発達障がい者	・コミュニケーション支援ボードの有無	・ベンチや休憩スペースの有無 等
知的障がい者	・コミュニケーション支援ボードの有無	・ベンチや休憩スペースの有無 等
精神障がい者	・ベンチなど休憩スペースの有無	等
高齢者	・エスカレーターの有無 ・エレベーターの有無	・ベンチや休憩スペースの有無 等
妊娠婦・子供連れ	・おむつ交換台の有無 ・幼児用便器の有無	・授乳室の有無 ・エレベーターの有無 等
外国人	・多言語対応案内の可否	・多言語メニューの有無(飲食店) 等
その他	・案内所の有無 ・介助スタッフの有無	・案内スタッフの有無 等

### ハードとソフトの相互補完

建築主等は、高齢者、障がい者等の多様なニーズ及び特性を理解した上で、ハードとソフトの両面から利用者の支援に取り組むことが必要です。

全ての人が使いやすい建築物の整備、管理運営していく上で重要な点は、建築主等の理解です。

## <ハードとソフトの両面による整備のポイント>

- 全ての人に使いやすい建築物は、移動経路や利用居室等の建築的な対応によるハードの整備だけで達成されるものではありません。建築物を利用するためには、ハードとソフトの両面からの支援が必要であり、整備された建築物をより利用しやすくする運営管理・人的対応等のソフト面の工夫を建築主等が行うことが重要です。
- ソフト面の工夫として、高齢者、障がい者等の道路等から利用居室等への円滑な移動・施設の円滑な利用のための人的配置(案内・誘導の実施、筆談・手話通訳の実施等)、コミュニケーション支援のための備品や福祉用具の貸出し等による支援、建築物のバリアフリー対応に係る情報提供等を総合的に計画することが考えられます。
- 補助犬を利用している方の施設利用についても、十分に理解し、配慮する必要があります。
- 児童や知的障がい者等の利用が想定される場合には、利用を支援する職員配置にも留意する必要があります。
- 非常時の安全対策には、建築・設備の配慮に加えて人的サポートも包含した、総合的なバリアフリー対応の観点に基づく情報伝達・避難システムの構築が必要です。
- 整備された建築物が適切に機能するよう、維持管理することが重要です。施設使用開始後に、利用者のニーズが増加したり多様化したりすることも考えられることから、UD アドバイザー派遣制度を利用するなど、利用者の意見を聞き、必要に応じてハードとソフトの取り組み内容を改善することが考えられます。

### 利用者特性に応じたソフト面の支援(人的対応、備品の準備)

全ての人に使いやすい建築物の整備を図るためにには、施設についてのハード面の整備のみならず、従業員等関係者によるソフト面の利用者支援が必要です。

## <コミュニケーションのポイント>

- 施設管理者、事業者、従業員等は、敷地内及び施設内での高齢者や車いす使用者等の移動支援や、視覚障がい者や聴覚障がい者、知的障がい者、発達障がい者、精神障がい者等の多様な利用者の案内・誘導等に必要な人的配置、情報提供とコミュニケーション方法に配慮が必要です。
- 案内・誘導等の際には、同行者や介助者に話しかけるのではなく、ご本人としっかりと意思疎通を図りましょう。
- 支援を押し付けず、積極的な声かけとコミュニケーションを図ることも重要となります。求められていることをしっかりと把握し、適切な対応を心がけましょう。
- 安全面で配慮が必要な場合や、利用者の状況やヘルプマークの携帯等により何らかの支援を必要としていることに一早く気づき、利用者に「何かお手伝いすることはありますか」等、声をかけて支援の有無を確認することも必要です。
- 一方で高齢者、障がい者等であるからといって、あらゆる支援が必要なわけではありません。自主的な行動を尊重し、支援が必要ない時は、見守ることが必要となります。
- 案内・誘導等の際には、事項以降のような配慮があることが望ましいが、心身機能や障がいの程度、必要な支援は、ひとりひとり異なることから、勝手な思い込みや判断をせずに、どのような支援が必要かを丁寧に確認が必要です。



ヘルプマーク

## <案内・誘導、備品等の貸出しによる利用者支援>

- 施設利用の際、高齢者、障がい者等のそれぞれの特性に対応するため、ソフト面の工夫として、人的対応による案内・誘導、移動・情報伝達・コミュニケーション支援等の補助のための備品の貸出し等が必要です。
- 貸出し備品等を利用しやすい環境をつくるため、利用者に対する貸出し備品リストの提供等を行います。
- 貸出し備品は工事を伴う改修と比較して安価に準備できるものが多く、新築時での準備のみならず、既存建築物においても、積極的に活用していくことが望ましいです。

## (9)トイレ利用者の便所内動作フロー

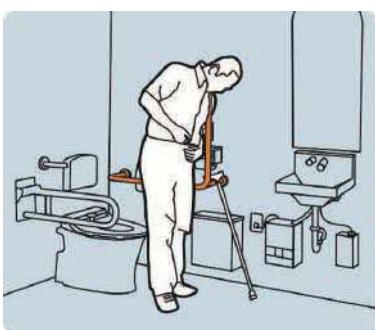
高齢者(杖使用者・片まひ)



①便器に近づき、手すりの側に杖を置きます。

### Check

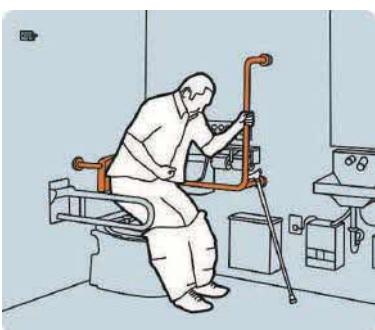
便器の前方に杖を立てかけられるようにしておくことが望ましいです。



②壁側の手すりにもたれかかり、姿勢を保持したうえでズボン、下着の脱衣を行います。

### Check

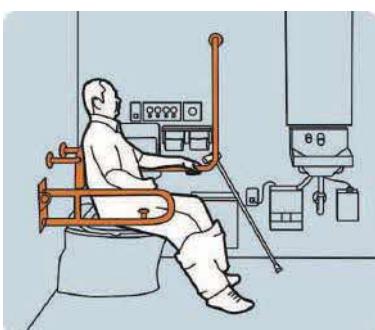
姿勢保持のための適切な位置への手すりの設置、及び手すりの十分な前出が必要です。



③健側(まひの無い側)の手で手すりなどを持ち、健側の脚と手だけで体重を支えながらゆっくり座ります。

### Check

手すりと、立ち座りに適した高さの便器とし、後方への転倒を防ぐための背もたれを設置します。



④健側に体重をかけて、足・臀部・背もたれで姿勢を保持します。

### Check

安定した姿勢を保つため、両足が床に完全につく高さの便器が必要です。



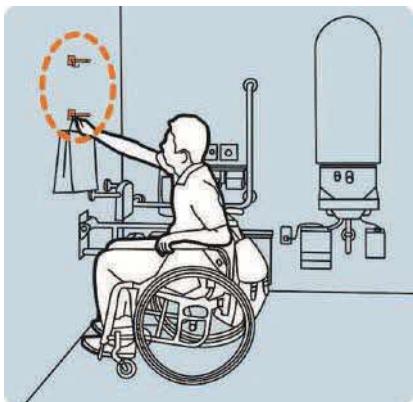
⑤健側の脚で支え、健側の腰を洗面器につけ、安定した姿勢で手を洗います。

### Check

前傾姿勢を強いられず、手洗い動作ができる洗面器の高さと水栓の高さが必要です。

【資料提供:TOTO】

## 車いす使用者(自立)

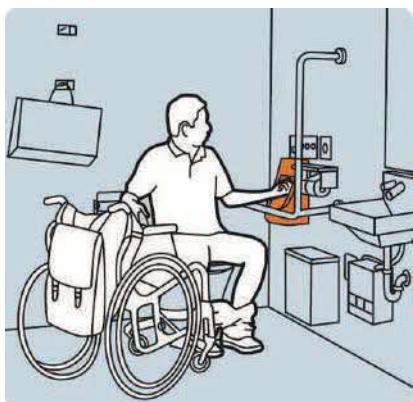


- ①便器に移乗する前に手荷物を棚もしくはフックに掛けます。

## Check

棚又はフックは動作の妨げにならない位置に設置します。

- ②車いすを便器側方又は直角、斜め前方、前方につけ、車いすや手すりを持って車いすから便座に移乗します。(次のページ「車いす使用者のアプローチ方法」を参照)



## &lt;手(指)などが汚れた場合&gt;

便器に座ったまま手(指)洗いをします。

## Check

座位姿勢で手洗いが必要な方や、座った状態でないと手洗いができない方もいます。  
便器横に手洗器を設置することが望ましいです。



- ③楽な姿勢で手を洗います。

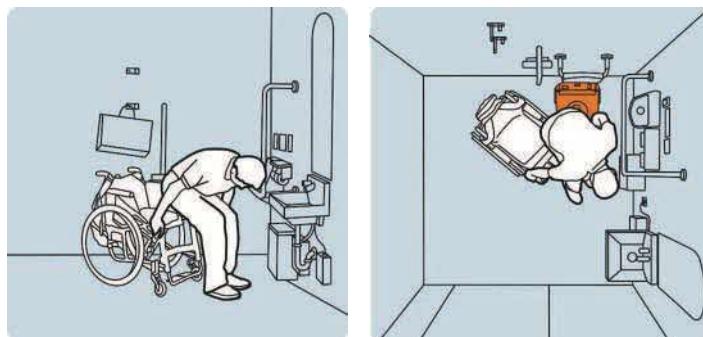
## Check

洗面器下部は、膝が入るようにスペースを空け、車いすで十分アプローチできるようにします。

【資料提供:TOTO】

## 車いす使用者のアプローチ方法

### ②-1 側方アプローチ(座位移乗の場合)

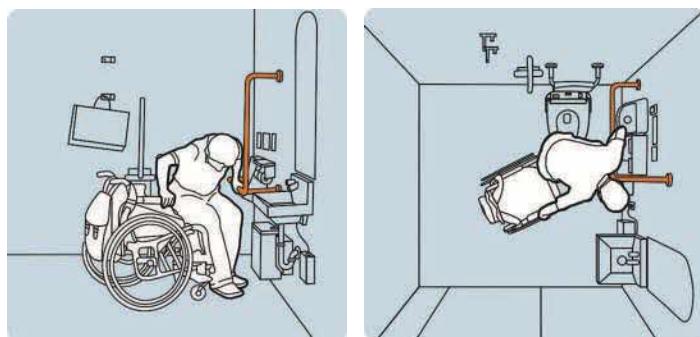


便器の側方に便器と車いすが接するように車いすをつけ、車いすや手すりを持って(もしくは便座に手をついて)腰をスライドさせて車いすから便器に移乗します。

#### Check

便器の側方に車いすがアプローチできる十分な空間を確保します。

### ②-2 直角アプローチ(座位移乗の場合)

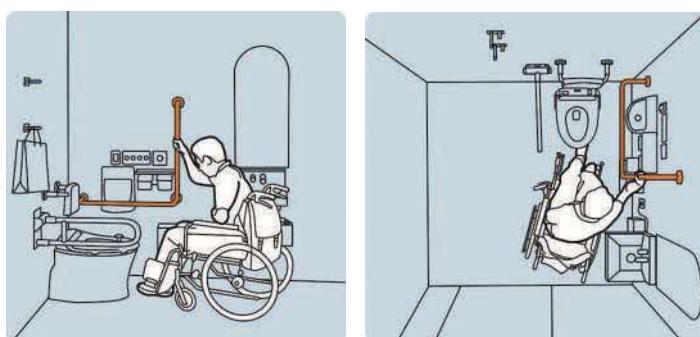


便器に対してほぼ直角にアプローチし、便器と車いすが接するように車いすをつけ、車いすや手すりを持って腰をスライドさせて車いすから便器に移乗します。

#### Check

便器の側方に車いすがアプローチできる十分な空間を確保します。

### ②-3 正面アプローチ(立位移乗の場合)

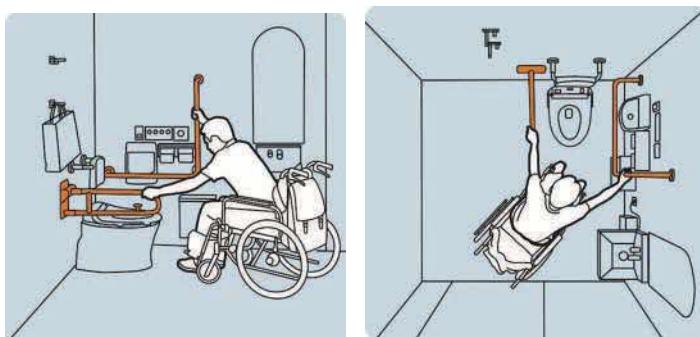


便器の正面に車いすをつけ、手すりを使って便器に移乗します。

#### Check

便器の前方に車いすがアプローチできる十分な空間を確保します。

### ②-4 斜め前方アプローチ(立位移乗の場合)



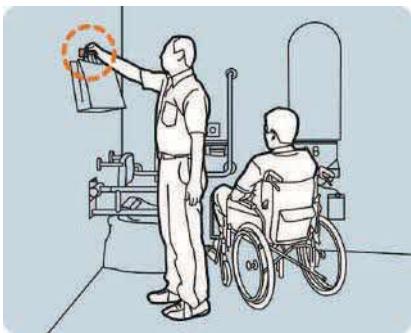
便器に対して斜め前方からアプローチし、手すりを使っていったん立ち上がり、便器に移乗します。

#### Check

便器の前方と側方に車いすがアプローチできる十分な空間を確保します。

【資料提供:TOTO】

## 車いす使用者(要介助)



- ①被介助者が便器に移乗する前に、荷物を棚、もしくはフックに掛けます。

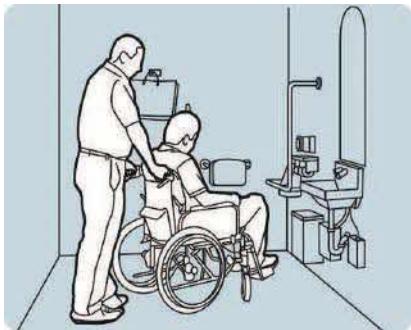
## Check

棚又はフックは動作の妨げにならない位置に設置します。

- ②車いすを便器の側方・前方などにつけます。

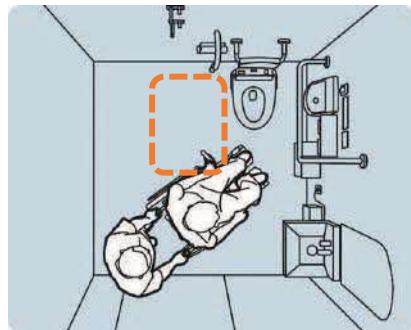
## Check

便器の前方に車いすがアプローチできる十分なスペースを確保します。



## Check

便器側方に介助する人の動線を確保した十分なスペースを確保します。



- ③被介助者に手すりを支えにして一時的に立ってもらい  
介助者が被介助者を脱衣させます。



- ④介助者が被介助者を正面から抱きかかえ、便器に移乗させます。

## Check

オープنسペース側の手すりは、可動式手すり(跳ね上げ手すり)とします。

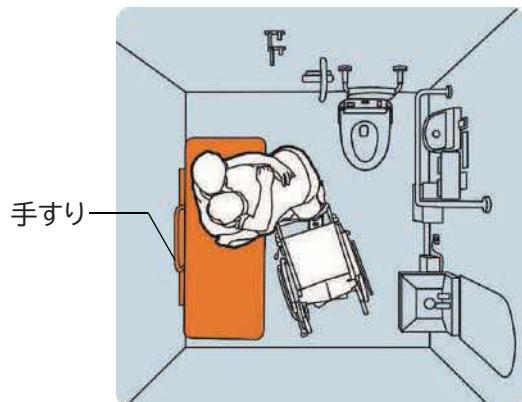
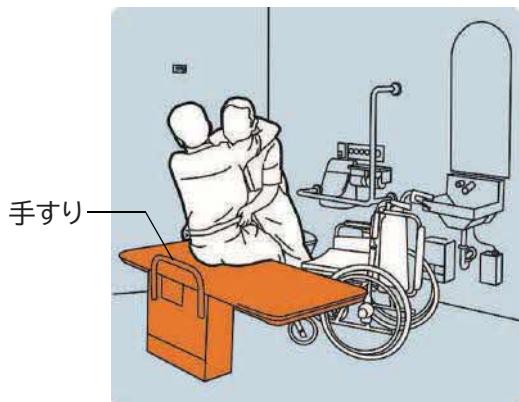
【資料提供:TOTO】

## 大型ベッド使用者(おむつ交換)

①車いすをベッドに近づけ、介助者が被介助者の正面又は側面から抱きかかえベッドに移乗します。

### Check

ベッドに隣接する位置に車いすが入るスペースと介助スペースが必要です。



②ベッドに移乗し、横向きに寝かせて衣服の着脱・おむつ交換を行います。



### Check

被介助者が安定した姿勢を保つため、大型ベッドの壁側に手すりが必要です。

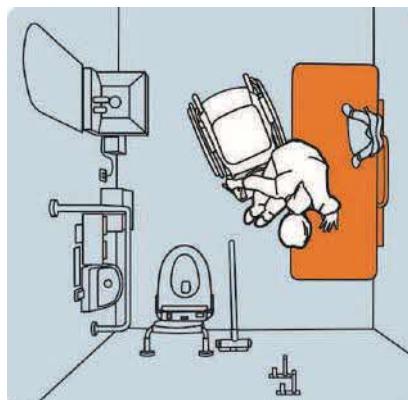
【資料提供:TOTO】

## 大型ベッド使用者(自己導尿)

①車いすをベッドに密着させ、車いすのフレームとベッド上面を支えとして、ベッドへ移乗します。

### Check

車いすからのアプローチに問題ないように、ベッドに隣接する位置に車いすが入るスペースが必要です。



②ベッドに移乗し、上半身を起こした状態で脱衣を行います。

### Check

左右片側ずつ脱衣するため、左右に手をついて、支えることのできるベッド広さが必要です。



③壁に寄り掛かり、姿勢を安定させます。

### Check

可能なかぎり、長座位のときに壁にもたれかかることができる位置にベッドを設置することが必要です。

【資料提供:TOTO】

## 視覚障がい者(全盲)



①白杖で前方を確認しながらゆっくり便器に近づきます。



②白杖をドア横の角などに立てかけます。



③便座の位置や状態(ふたが開いているかなど)を手で触り確認します。



④トイレ内の設備を手探りで確認します。

### Check

触って判別しやすい形状の器具とし、標準の位置に配置することが必要です。  
また、器具が識別できるように点字による表示が必要です。

【資料提供:TOTO】

## 視覚障がい者(弱視)



①白杖で前方を確認しながらゆっくり便器に近づきます。  
また、白杖だけではなく、手で確認する場合もあります。



②便器に顔を近づけて状態(ふたが開いているかなど)を確認します。



③顔を近づけてトイレ内の設備を確認します。

## Check

触って判別しやすい形状の器具とし、標準の位置に配置することが必要です。  
また、器具が識別できるように大きくシンプルな文字や図記号(ピクトグラム)による表示が必要です。



## Check

(参照: II 施設整備の配慮事項及び設計事例集 1 弱視者向けの施設整備の配慮事項及び設計事例集)

トイレでは、照明を設置し、必要な照度を確保するとともに、床面、壁面、出入口戸(便所及び便房)の色のコントラスト(色の明度、色相又は彩度の差)を大きくすることで、遠くからでも出入口戸や便器等が見つけやすいうように配慮が必要です。  
また、壁面に設置されている洗浄ボタンや紙巻器の視認性や便房内部の設備を大きなピクトグラムで表示するなどの配慮も必要です。

## 内部障がい者(オストメイト)



パウチにたまつた排泄物を汚物流しに捨てます。

### Check

ストーマ装具(パウチ)内の排泄物を捨てやすい大きさ・形状・高さの汚物流しが必要です。

## <ストーマ装具を新しいものに交換する場合>

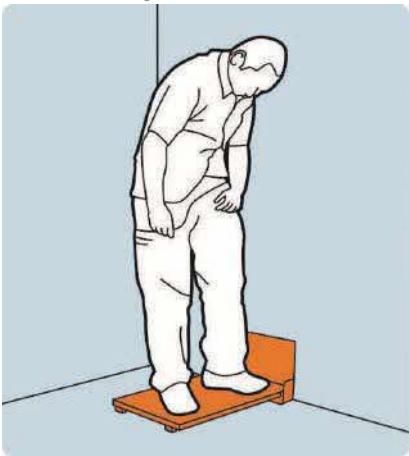


ストーマ装具を外し、腹部に付着した汚れを洗い落とします。

### Check

ストーマ装具を洗いやすい温水シャワーや腹部又はパウチを確認できる高さの鏡が必要です。

## <トラブル時>



ストーマ装具から便が漏れる等のトラブル時は着替えを行います。

### Check

トラブル時に着替えやすいように、着替え台を設置することが望ましいです。

【資料提供:TOTO】

## 内部障がい者(オストメイト用簡易型)

### <便座に座って排せつ処理する場合>



便座に深く座リストーマ装具(パウチ)にたまつた排せつ物を便器に捨てます。

### <ストーマ装具を新しいものに交換する場合>

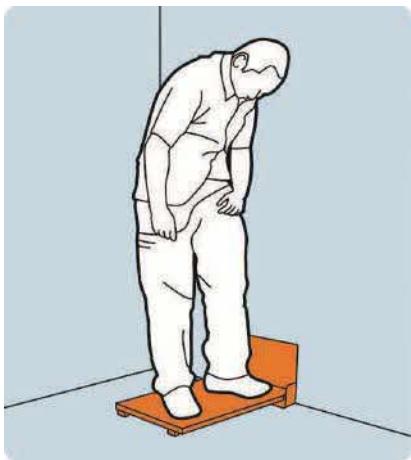


便座を上げた状態で、オストメイト用簡易型水洗設備を使って使用済みストーマ装具(パウチ)を捨てる前に洗います。

#### Check

オストメイト用簡易型水洗設備では、腹部洗浄ができません。また、オストメイト用簡易型水洗設備を使用する場合、床に膝について使うこともあるため、床の清掃状態や膝置台の設置、スペースの確保が必要です。

### <トラブル時>



ストーマ装具から便が漏れる等のトラブル時は着替えを行います。

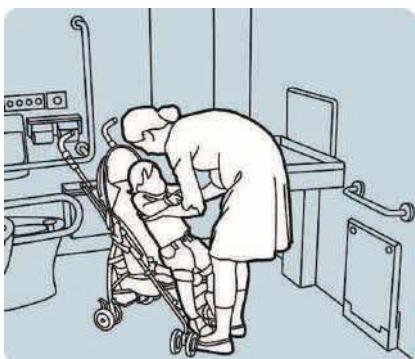
#### Check

トラブル時に着替えやすいように、着替え台を設置することが望ましいです。

【資料提供:TOTO】

## 妊婦・乳幼児を同伴する者

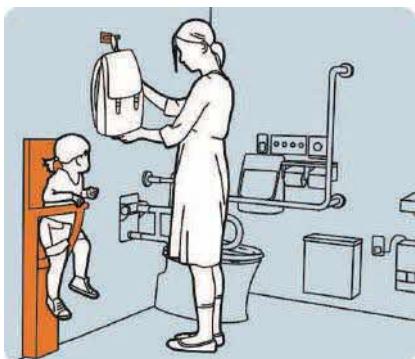
### <ベビーチェア使用の場合>



①ベビーカーとともに便房に入ります。

#### Check

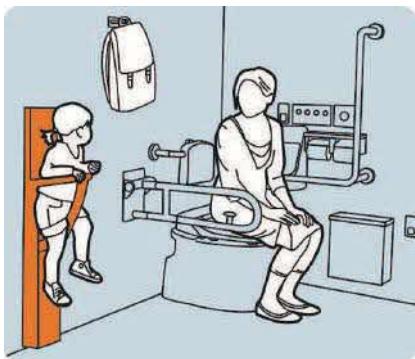
ベビーカーとともに入れるスペースの確保が必要です。



②子どもをベビーチェアに座らせ、荷物をフックにかけます。

#### Check

乳幼児を同伴する者は、手荷物が多いいため、フックや手荷物を置くための棚などが必要です。



③ベビーチェアから目を離さないように注意が必要です。

#### Check

子どもの手の届く範囲に開閉ボタンや鍵を設置しないように配慮が必要です。

### <ベビーベッド使用の場合>



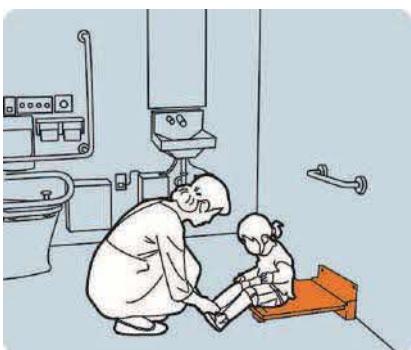
①子どもを抱き上げて、ベビーベッドに寝かせます。ベルトを締めたことを確認し、おむつを交換します。

#### Check

衛生面の観点から、おむつ交換や授乳設備等はトイレ以外の男女共用エリアに整備するなどの配慮が必要です。

## 妊婦・乳幼児を同伴する者

&lt;子どもが排せつ(着替え台・便器使用の場合)&gt;



①子どもを着替え台に腰掛けさせ、靴を脱がせます。

## Check

着替え台周辺にしゃがむスペースが必要です。



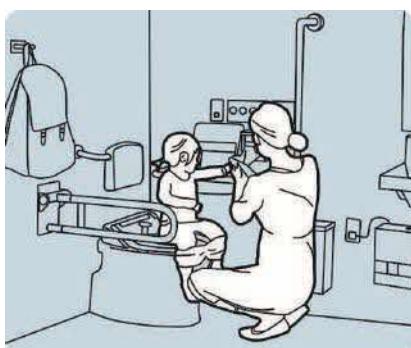
②子どもを着替え台の上に立たせ、服を脱がせます。

## Check

子どもの姿勢安定のため手すりを設置します。



③子どもを便座に座らせます。



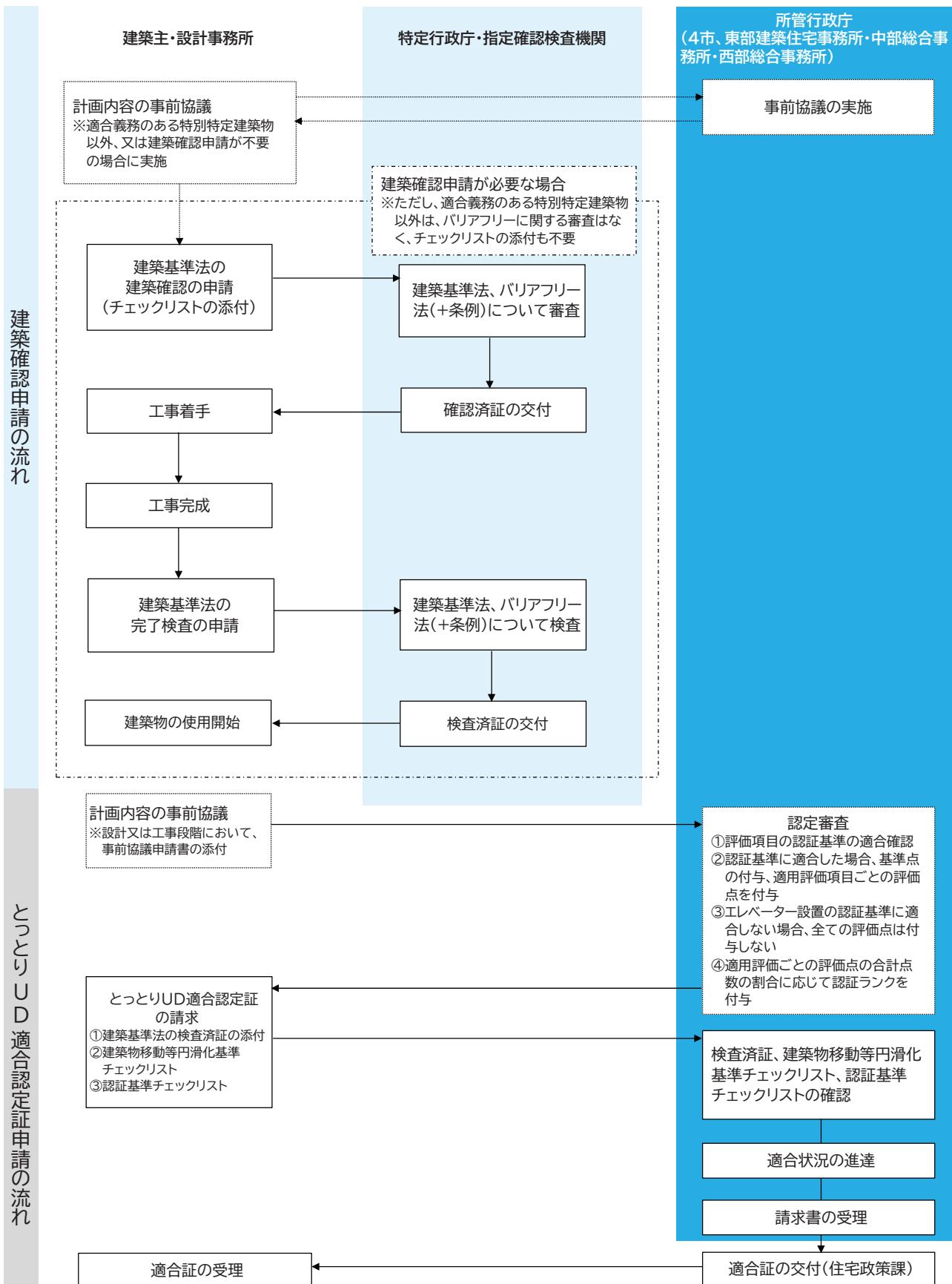
④子どもの後始末をサポートします。

## Check

便器前にしゃがむスペースが必要です。

【資料提供:TOTO】

## (1)手順の流れ



## (2)申請書の提出先、相談先

建築基準法に基づく建築確認において一体的に審査されますので、下記窓口(建築確認申請の窓口)に申請してください。また、相談も同じく受け付けています。

この他に鳥取県の全部又は一部を業務区域とする民間指定確認検査機関にも申請することができます。

区域・地域	申請先、相談先	電話番号
鳥取市	鳥取市 都市整備部 建築指導課	0857-30-8361
岩美郡、八頭郡	東部建築住宅事務所	0857-20-3648
倉吉市	倉吉市 建設部 建築住宅課	0858-22-8175
東伯郡	中部総合事務所 環境建築局 建築住宅課	0858-23-3235
米子市	米子市 都市整備部 建築相談課	0859-23-5236
境港市(4号建築物に限る)	境港市 建設部 建築営繕課	0859-47-1062
境港市(上記以外)、西伯郡、日野郡	西部総合事務所 環境建築局 建築住宅課	0859-31-9753

その他問い合わせ先	電話番号
建築物の整備に関する基準	0857-26-7391
福祉のまちづくりに関する施策	0857-26-7138

## (1) 基本的な考え方

本整備基準は、高齢者や障がい者等を含めた全ての人が移動又は施設を利用する上で安全、安心、快適に福祉のまちづくりを進めるため、ユニバーサルデザインの考え方方に立って、施設を整備することを目的としています。

施設の計画時には、高齢者や障がい者を含めた全ての人が利用する経路の動線計画とし、整備対象となる経路については、安全かつ円滑に利用できるように整備する必要があります。

## (2) 整備基準について

バリアフリー整備基準とは、建築物移動等円滑化基準のことを指し、当該整備基準は一般基準と移動等円滑化経路の基準に分かれています。

### 一般基準

次の項目は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する施設すべてについて適合することが必要な基準です。条例において基準を付加しており、施行令の基準と併せて整備する必要があります。

- |                              |                       |
|------------------------------|-----------------------|
| ①廊下等(令第 11 条、条第 16 条)        | ②階段等(令第 12 条、条第 16 条) |
| ③傾斜路(令第 13 条、条第 16 条)        | ④便所(令第 14 条、条第 17 条)  |
| ⑤ホテル又は旅館の客室(令第 15 条、条第 18 条) | ⑥敷地内の通路(令第 16 条)      |
| ⑦駐車場(令第 17 条、条第 18 条の2)      |                       |

### 移動等円滑化経路の基準

次に掲げる経路は、それぞれ 1 以上の経路を移動等円滑化経路といい、原則として階段又は段を設けないものとします。また、施行令の基準と条例で付加した基準に適合するよう整備する必要があります。

【建築物移動等円滑化経路】（Ⅱ 設計編「01 移動等円滑化経路等」を参照）

- (1)道等から利用居室までの経路 【経路①】
- (2)利用居室から車いす使用者用便房までの経路 【経路②】
- (3)車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路 【経路③】
- (4)公共用歩廊の場合で、一方の側の道等から公共用歩廊を通過し、他方の側の道等までの経路  
※道 等…道又は公園、広場その他の空地  
※利用居室…不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室

- ①出入口(令第 18 条第2項第2号、条第 19 条第 2 項第 1 号)
- ②廊下等(令第 18 条第2項第3号、条第 19 条第2項第 2 号)
- ③傾斜路(令第 18 条第2項第4号)
- ④エレベーター(令第 18 条第2項第5号、条第 19 条第 2 項第 4 号)
- ⑤特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機(令第 18 条第2項第6号)
- ⑥敷地内の通路(令第 18 条第2項第7号、条第 19 条第 2 項第 5 号)

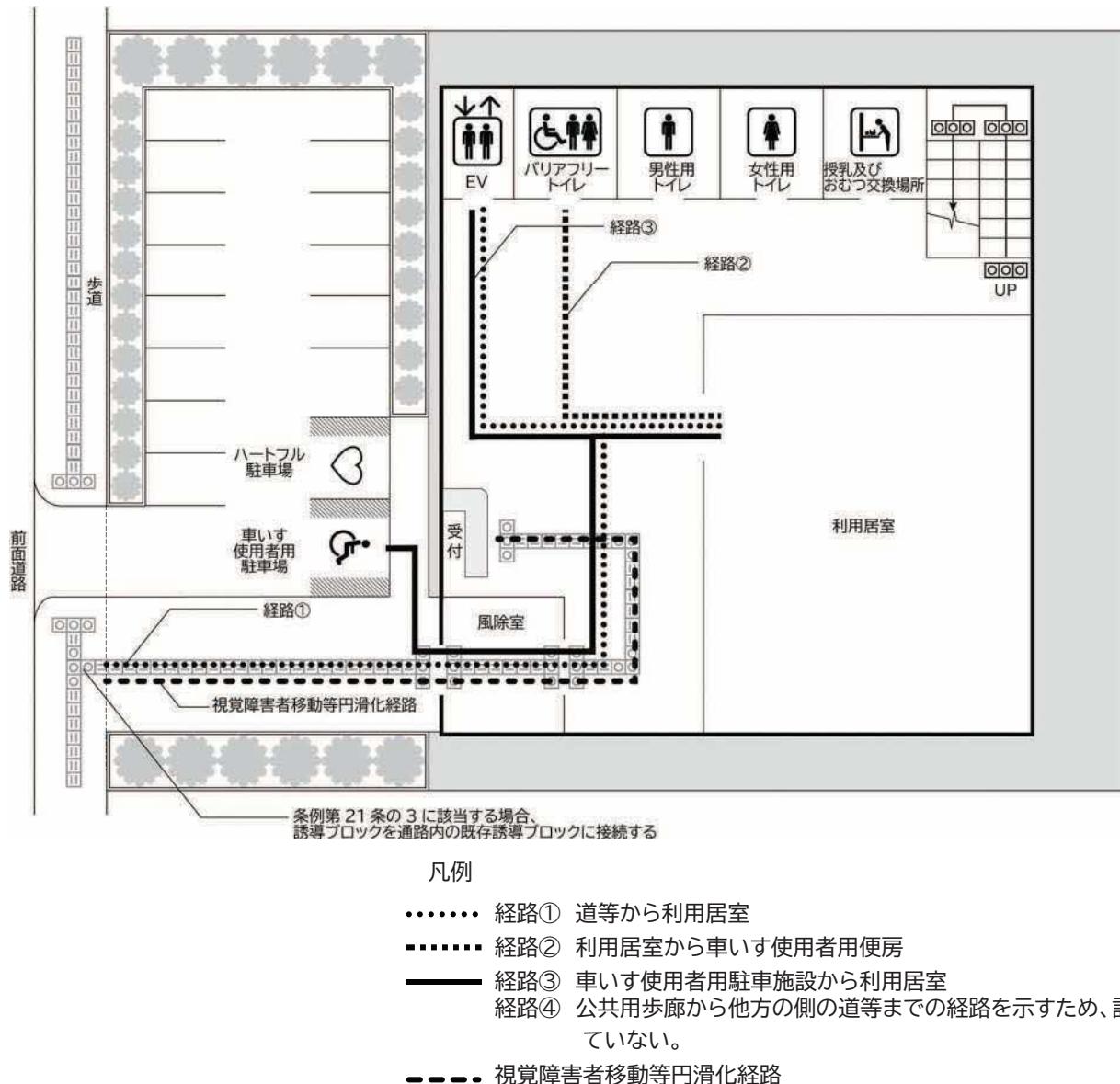
## 視覚障害者移動等円滑化経路の基準

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する建築物(案内設備又は案内所が設けられている場合を除く。)は、道等から主たる出入口までの経路のうち1以上の経路を視覚障害者移動等円滑化経路とし、基準に適合させる必要があります。

しかし、次の(1)～(2)のいずれかに該当する場合、この限りではありません。

(1)音声により視覚障害者を誘導する設備を設け、道等から当該設備までの経路を視覚障害者移動等円滑化経路とする場合

(2)バリアフリー法施行令第20条第3項に規定する案内所を設け、道等から当該案内所までの経路を視覚障害者移動等円滑化経路とする場合



## 準移動等円滑化経路の基準

共同住宅に限り、条例で追加された基準です。当該共同住宅について、道等から各住戸までの1以上の経路を準移動等円滑化経路といいます。経路の設定は移動等円滑化経路に準じます。

### 【準移動等円滑化経路】

- ①出入口(条例別表第10第2項)…各住戸の玄関を含む経路上の出入口
- ②廊下等(条例別表第10第3項)
- ③傾斜路(条例別表第10第4項)
- ④エレベーター(条例別表第10第5項)
- ⑤特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機(条例別表第10第6項)
- ⑥敷地内の通路(条例別表第10第7項)

### 準視覚障害者移動等円滑化経路の基準

公益事業(ガス、電気、電話)の事務所に限り、条例で追加された基準です。当該事務所について、道等から視覚障がい者が利用する窓口又は案内所までの1以上の経路を準視覚障害者移動等円滑化経路といいます。

経路の設定は視覚障害者移動等円滑化経路[経路④]に準じます。当該経路は、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせるか、音声誘導装置等により、視覚障がい者を円滑に誘導できるようにしなければなりません。

前面道路等に線状ブロック等が敷設されているときは、条例第21条の3第2項により経路④の始点は「道等から」が「道路内の線状ブロック等が敷設された場所から」に延長されます。

### (3)建築物移動等円滑化基準の読み替え

移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準のことをいいます。

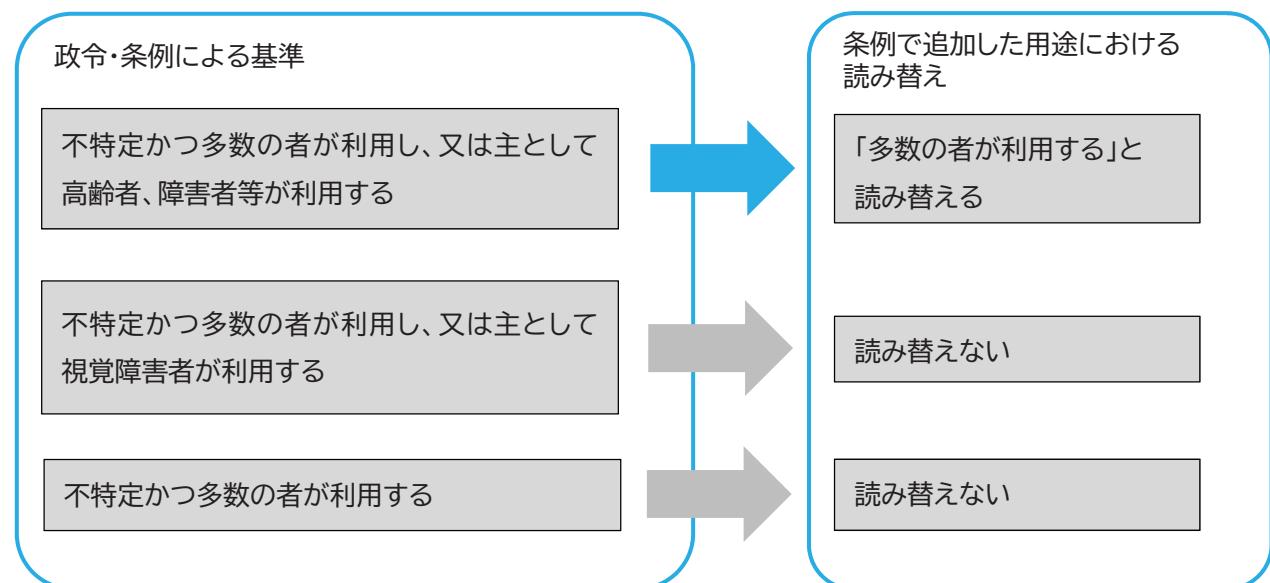
条例では、法第14条第3項の規定に基づいて建築物特定施設に関して必要な基準を追加しており、特別特定建築物の建築の際には法と条例の基準に適合することが必要となります。

なお、条例で義務付け対象に追加された特定建築物については、各規定を次のとおり読み替えて適用されます。

○「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」を「多数の者が利用する」と読み替えて適用します。

○特別特定建築物を「法第14条の条例で定める特定建築物」と読み替えて適用します。

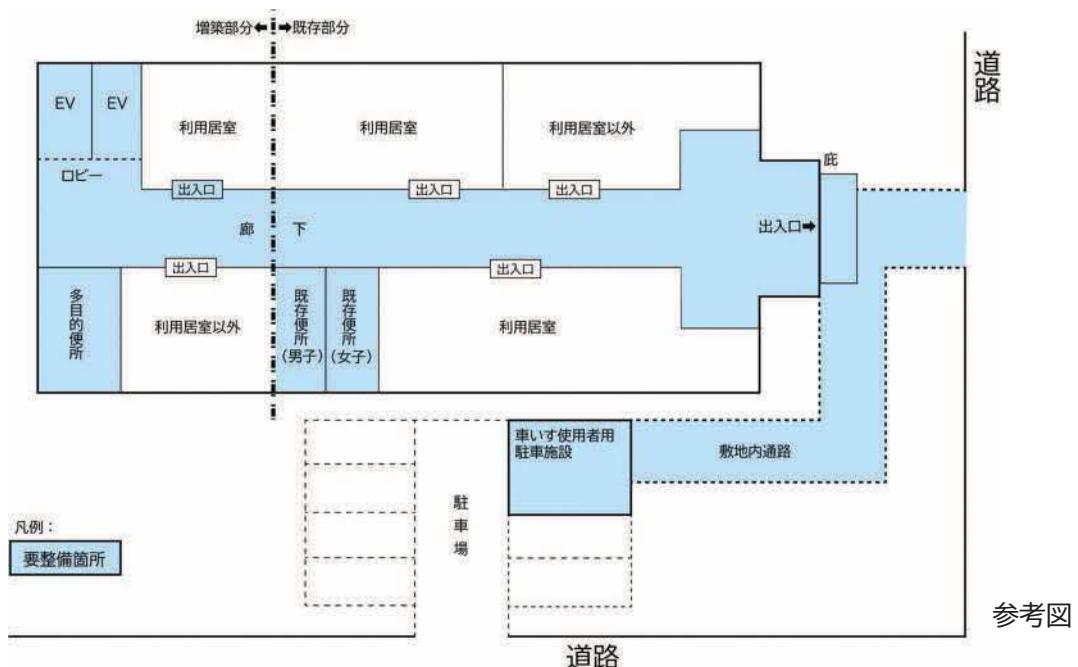
なお、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する」又は「不特定かつ多数の者が利用する」と規定された基準は、読み替えません。



## (4) 増築等の場合の適用範囲

適合義務の対象となる規模は、増築等(増築、改築、用途変更)に係る部分の面積で算定します。また、増築等をする場合、建築物移動等円滑化経路の基準が適用される範囲は次に掲げるものとなります。

- (1) 増築等を行う部分
- (2) 道等から増築等の部分にある利用居室までの1以上の経路
- (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所(増築部分において適合する便所を整備しない場合には、既存部分にある便所を基準に適合させる必要があります。)
- (4) 増築部分にある利用居室(利用居室がない場合は道等)から(3)に設置される「車いす使用者用便房」までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- (5) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場(増築部分において適合する駐車場を整備しない場合には、既存部分にある駐車場を基準に適合させる必要があります。)
- (6)(5)に設置される、車いす使用者用駐車場から(1)の部分にある利用居室(利用居室がない場合は道等)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路



複数の建築物が建築された敷地で増築等を行う場合の上記(3)の便所の要否は以下のとおりです。

### 1 既存建築物と一体の増築の場合

便所の有無		条例第17条第1項 で定める便所		
既存 建築物	増築 建築物	既存 建築物	増築 建築物	同じ敷地内で 別棟の 建築物
あり	あり	必要	必要	不要
あり	なし	必要	不要	不要
なし	あり	不要	必要	不要
なし	なし	不要	不要	必要(※)

### 2 既存建築物と別棟の増築の場合

便所の有無		条例第17条第1項 で定める便所	
増築 建築物	増築 建築物	同じ敷地内で 別棟の 建築物	
あり	必要	不要	
なし	不要	必要(※)	

※別棟に便所を設けている場合に、1か所以上の便所にバリアフリー整備が必要(一般便所と車いす使用者用便房は、同一棟になくてもよい。)

## (5)複合用途の場合の基準適合義務の取扱い

複合用途の建築物については、1つの建築物内に複数の特別特定建築物の用途部分がある場合、それぞれ整備基準の面積適用一覧の面積未満であっても、合計して延べ面積が1,000m<sup>2</sup>以上になる場合には、全ての特別特定建築物の用途部分が適合義務の対象となります。

### パターンI

特別特定建築物の延べ面積が1,000m<sup>2</sup>未満なので、店舗ごとの規模で適合義務を判断します。  
(カッコ内は建築物移動等円滑化基準面積早見表における基準に係る適用規模を示します。)

(1)延べ面積 800 m <sup>2</sup> 特別特定建築物の床面積 800 m <sup>2</sup>	(2)延べ面積 800 m <sup>2</sup> 特別特定建築物の床面積 710 m <sup>2</sup>	(3)延べ面積 800 m <sup>2</sup> 特別特定建築物の床面積 400 m <sup>2</sup>									
<table border="1"><tr><td>物品販売店 400m<sup>2</sup> (100m<sup>2</sup>)</td><td>飲食店 200m<sup>2</sup> (100m<sup>2</sup>)</td><td>診療所 200m<sup>2</sup> (100m<sup>2</sup>)</td></tr></table>	物品販売店 400m <sup>2</sup> (100m <sup>2</sup> )	飲食店 200m <sup>2</sup> (100m <sup>2</sup> )	診療所 200m <sup>2</sup> (100m <sup>2</sup> )	<table border="1"><tr><td>物品販売店 400m<sup>2</sup> (100m<sup>2</sup>)</td><td>飲食店 310m<sup>2</sup> (100m<sup>2</sup>)</td><td>銀行 90m<sup>2</sup> (100m<sup>2</sup>)</td></tr></table>	物品販売店 400m <sup>2</sup> (100m <sup>2</sup> )	飲食店 310m <sup>2</sup> (100m <sup>2</sup> )	銀行 90m <sup>2</sup> (100m <sup>2</sup> )	<table border="1"><tr><td>集会所 400m<sup>2</sup> (0m<sup>2</sup>)</td><td>公衆浴場 250m<sup>2</sup> (500m<sup>2</sup>)</td><td>その他 150m<sup>2</sup></td></tr></table>	集会所 400m <sup>2</sup> (0m <sup>2</sup> )	公衆浴場 250m <sup>2</sup> (500m <sup>2</sup> )	その他 150m <sup>2</sup>
物品販売店 400m <sup>2</sup> (100m <sup>2</sup> )	飲食店 200m <sup>2</sup> (100m <sup>2</sup> )	診療所 200m <sup>2</sup> (100m <sup>2</sup> )									
物品販売店 400m <sup>2</sup> (100m <sup>2</sup> )	飲食店 310m <sup>2</sup> (100m <sup>2</sup> )	銀行 90m <sup>2</sup> (100m <sup>2</sup> )									
集会所 400m <sup>2</sup> (0m <sup>2</sup> )	公衆浴場 250m <sup>2</sup> (500m <sup>2</sup> )	その他 150m <sup>2</sup>									

### パターンII

特別特定建築物の延べ面積が1,000m<sup>2</sup>以上なので、すべての用途が適合義務対象となります。

(1)延べ面積 1,200 m <sup>2</sup> 特別特定建築物 1,200 m <sup>2</sup>	(2)延べ面積 1,200 m <sup>2</sup> 特別特定建築物 1,200 m <sup>2</sup>	(3)延べ面積 1,200 m <sup>2</sup> 特別特定建築物 1,000 m <sup>2</sup>									
<table border="1"><tr><td>物品販売店 600m<sup>2</sup> (100m<sup>2</sup>)</td><td>飲食店 400m<sup>2</sup> (100m<sup>2</sup>)</td><td>診療所 200m<sup>2</sup> (100m<sup>2</sup>)</td></tr></table>	物品販売店 600m <sup>2</sup> (100m <sup>2</sup> )	飲食店 400m <sup>2</sup> (100m <sup>2</sup> )	診療所 200m <sup>2</sup> (100m <sup>2</sup> )	<table border="1"><tr><td>物品販売店 600m<sup>2</sup> (100m<sup>2</sup>)</td><td>飲食店 510m<sup>2</sup> (100m<sup>2</sup>)</td><td>銀行 90m<sup>2</sup> (100m<sup>2</sup>)</td></tr></table>	物品販売店 600m <sup>2</sup> (100m <sup>2</sup> )	飲食店 510m <sup>2</sup> (100m <sup>2</sup> )	銀行 90m <sup>2</sup> (100m <sup>2</sup> )	<table border="1"><tr><td>劇場 600m<sup>2</sup> (0m<sup>2</sup>)</td><td>図書館 400m<sup>2</sup> (0m<sup>2</sup>)</td><td>その他 200m<sup>2</sup></td></tr></table>	劇場 600m <sup>2</sup> (0m <sup>2</sup> )	図書館 400m <sup>2</sup> (0m <sup>2</sup> )	その他 200m <sup>2</sup>
物品販売店 600m <sup>2</sup> (100m <sup>2</sup> )	飲食店 400m <sup>2</sup> (100m <sup>2</sup> )	診療所 200m <sup>2</sup> (100m <sup>2</sup> )									
物品販売店 600m <sup>2</sup> (100m <sup>2</sup> )	飲食店 510m <sup>2</sup> (100m <sup>2</sup> )	銀行 90m <sup>2</sup> (100m <sup>2</sup> )									
劇場 600m <sup>2</sup> (0m <sup>2</sup> )	図書館 400m <sup>2</sup> (0m <sup>2</sup> )	その他 200m <sup>2</sup>									

### パターンIII

異なる二以上の用途からなる複合建築物ではないので、条例第14条第1項で判断します。

(1)延べ面積 360 m <sup>2</sup>	(2)延べ面積 270 m <sup>2</sup>	凡例				
<table border="1"><tr><td>飲食店 90m<sup>2</sup> (100m<sup>2</sup>)</td><td>飲食店 90m<sup>2</sup> (100m<sup>2</sup>)</td></tr></table>	飲食店 90m <sup>2</sup> (100m <sup>2</sup> )	飲食店 90m <sup>2</sup> (100m <sup>2</sup> )	<table border="1"><tr><td>飲食店 90m<sup>2</sup> (100m<sup>2</sup>)</td><td>飲食店 90m<sup>2</sup> (100m<sup>2</sup>)</td></tr></table>	飲食店 90m <sup>2</sup> (100m <sup>2</sup> )	飲食店 90m <sup>2</sup> (100m <sup>2</sup> )	3F
飲食店 90m <sup>2</sup> (100m <sup>2</sup> )	飲食店 90m <sup>2</sup> (100m <sup>2</sup> )					
飲食店 90m <sup>2</sup> (100m <sup>2</sup> )	飲食店 90m <sup>2</sup> (100m <sup>2</sup> )					
<table border="1"><tr><td>飲食店 90m<sup>2</sup> (100m<sup>2</sup>)</td><td>飲食店 90m<sup>2</sup> (100m<sup>2</sup>)</td></tr></table>	飲食店 90m <sup>2</sup> (100m <sup>2</sup> )	飲食店 90m <sup>2</sup> (100m <sup>2</sup> )	<table border="1"><tr><td>飲食店 90m<sup>2</sup> (100m<sup>2</sup>)</td><td>飲食店 90m<sup>2</sup> (100m<sup>2</sup>)</td></tr></table>	飲食店 90m <sup>2</sup> (100m <sup>2</sup> )	飲食店 90m <sup>2</sup> (100m <sup>2</sup> )	2F
飲食店 90m <sup>2</sup> (100m <sup>2</sup> )	飲食店 90m <sup>2</sup> (100m <sup>2</sup> )					
飲食店 90m <sup>2</sup> (100m <sup>2</sup> )	飲食店 90m <sup>2</sup> (100m <sup>2</sup> )					
<table border="1"><tr><td>飲食店 90m<sup>2</sup> (100m<sup>2</sup>)</td><td>飲食店 90m<sup>2</sup> (100m<sup>2</sup>)</td></tr></table>	飲食店 90m <sup>2</sup> (100m <sup>2</sup> )	飲食店 90m <sup>2</sup> (100m <sup>2</sup> )	<table border="1"><tr><td>飲食店 90m<sup>2</sup> (100m<sup>2</sup>)</td><td>飲食店 90m<sup>2</sup> (100m<sup>2</sup>)</td></tr></table>	飲食店 90m <sup>2</sup> (100m <sup>2</sup> )	飲食店 90m <sup>2</sup> (100m <sup>2</sup> )	1F
飲食店 90m <sup>2</sup> (100m <sup>2</sup> )	飲食店 90m <sup>2</sup> (100m <sup>2</sup> )					
飲食店 90m <sup>2</sup> (100m <sup>2</sup> )	飲食店 90m <sup>2</sup> (100m <sup>2</sup> )					

※特別特定建築物であれば、面積要件が全てとなっている項目の整備は必要です。上記の場合は、要整備箇所及びパターンIの銀行と公衆浴場については、敷地内通路、建築物の主たる出入口の構造、屋外の出入口の庇等の整備は必要です。

## (6)制限の緩和

増築等の場合において、次の(1)～(3)のいずれかに該当する大規模な改修が必要となり、かつ、次の(ア)～(ウ)のいずれかの事由が認められる場合には、当該既存部分に限り、条例の規定の一部を適用しないことができます。ただし、全ての規定が緩和されるのではなく、可能な範囲では整備しなければなりません。

(1)柱、梁その他の構造上重要な部分に大幅な変更を伴うもの

(2)防火又は避難に関する設備に大幅な変更を伴うもの

(3)敷地の拡張が必要となるもの

(ア)当該建築物の機能又は価値が著しく損なわれること

(イ)当該建築物の敷地が崖、川、線路敷地、他の建築物等に近接しているため、当該敷地を拡張することができないこと

(ウ)その他知事が別に定める事由

また、200m<sup>2</sup>未満の用途変更の場合、建築物移動等円滑化基準のうち、階段又は段・廊下・傾斜路・敷地内通路・便所の出入口幅の規定は適用除外となり、建築物の主たる出入口の幅80cm以上の規定は70cm以上に読み替えとなります。(条第14条)

## (7)建築基準法の特例

### 認定特定建築物の容積率の特例

計画の認定を受けた特定建築物については、建築物移動等円滑化誘導基準に適合するために通常の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合に、建築基準法で規定する容積率の算定の基礎となる床面積を参入(認定建築物の床面積の合計の1/10が限度)しません。(法第19条)

### 既存の特定建築物にエレベーターを設ける場合の建築基準法の特例

既存の特定建築物の吹き抜け部分等にエレベーターを設置する場合に、所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認めれば、当該エレベーター部分について建築基準法の防火規定を緩和することができます。(法第23条)

### 高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の容積率の特例

特定建築物に限らず、廊下、階段、便所等の建築物特定施設が基準に適合させるため床面積が通常よりも大きくなった場合に容積率の限度を超えることができます。この場合、国土交通大臣の基準に適合し、建築審査会の同意を得て、特定行政庁の許可を受ける必要があります。(法第24条)

## (8)罰則

条例で付加された事項についても、是正命令に従わなかった場合には適合義務に関する違反となり、罰則が適用されます。(法第59条～第64条)

